

参考資料1

各分野における取組状況

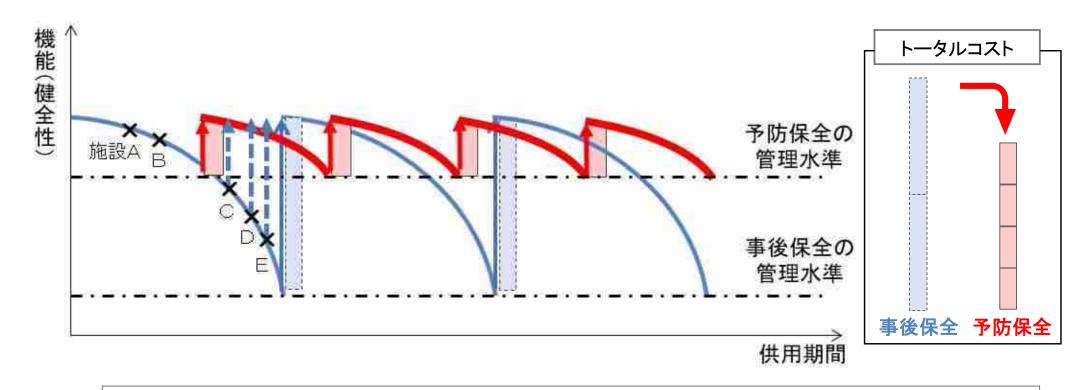


- (1)メンテナンスサイクルの確立
 - 1予防保全
 - ②点検·診断
 - ③個別施設計画
 - 4補修・修繕
 - 5点検・補修データの記録

早期に措置すべき施設~事後保全と予防保全のサイクル(イメージ)~

- 今後、「予防保全」の考え方に基づくメンテナンスサイクルを構築するためには、相当程度の対策の実施が必要であることが明らかになった。
- 具体的には、予防保全の考え方で対応できる水準以下に老朽化している施設に対する措置 を早期に講じる必要がある。

【事後保全と予防保全のサイクル(イメージ)】



予防保全:施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

事後保全:施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

早期に措置すべき施設~道路分野の場合~

- 〇 例えば、道路分野では、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検 を実施。2014年以降5年間の点検実施状況や点検後の措置状況等をとりまとめた。
- 現時点で早期又は緊急に措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)は約69,000橋となっている。

橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)



- ※施設数は、国、高速道路会社、地方公共団体等の合計
- ※()内は、2018年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(2018年度末時点で診断中の施設を除く)
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分			状態	
	I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	
	П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	
	Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	
	IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	

損傷事例(橋梁)



床版鉄筋露出 ※床版:橋の裏側



橋脚洗掘

早期に措置すべき施設

〇「予防保全型」のインフラメンテナンスに転換するために早期に措置が必要な施設(要緊急対 策施設)が多数存在。

·数 拖設(H31.3.31) 拖設(H31.3.31)
拖設(H31.3.31)
拖設(H31.3.31)
b : 約3,600km 引: 約1,800施設 (H31.3.31)
设備∶約3,000基 斗∶約6,000区域 (R2.3.31)
Okm (H31.3.31)
6km (H31.3.31)
五設(H31.3.31)
E港(H31.3.31)
五設(H31.3.31)
五設(H31.3.31)
06戸(H31.3.31)
8件 ^{※6} (R1.8.20)

※1:各施設数は括弧内の時点の値

※2:要緊急対策施設がない分野は除く

※3:点検対象施設数には点検未了のものも含む

※4:点検対象施設数、要緊急対策施設数は直轄施設のみ

※5:空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)

※6:老朽を理由とした修繕計画のうち、緊急を要すると判定された計画の件数

2巡目の点検方法見直し

○ 定期点検要領を改定し、「近接目視により把握するか、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うと判断した方法により把握しなければならない。」を追加し、定期点検における近接目視を補完、代替、充実する新技術の現場導入を積極的に推進。

新技術の活用による点検方法の効率化

○ 定期点検における近接目視を補完、代替、充実する新技術の現場導入を積極的に推進

【定期点検要領改定】

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、<u>近接目視により把握するが、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。 ※赤尹は今回の点検方法見直しておいて追加</u>



【近接目視を補完・代替・充実する技術の活用】

- 「新技術利用のガイドライン」や「点検支援技術性能力タログ」を作成
- 平成31年2月時点で16技術を性能力タログに掲載

【点検支援技術性能カタログ(16技術)】



・ 橋梁の損傷写真を 撮影する技術 【7技術】

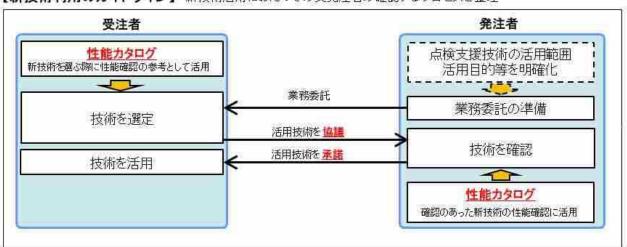


← トンネルの変状写真を 撮影する技術 【4技術】



· コンクリートのごき・ はく離を 非破壊で 検査する技術 【5技術】

【新技術利用のガイドライン】 新技術活用にあたっての受発注者の確認するプロセスを整理



【非破壞検查技術活用事例】

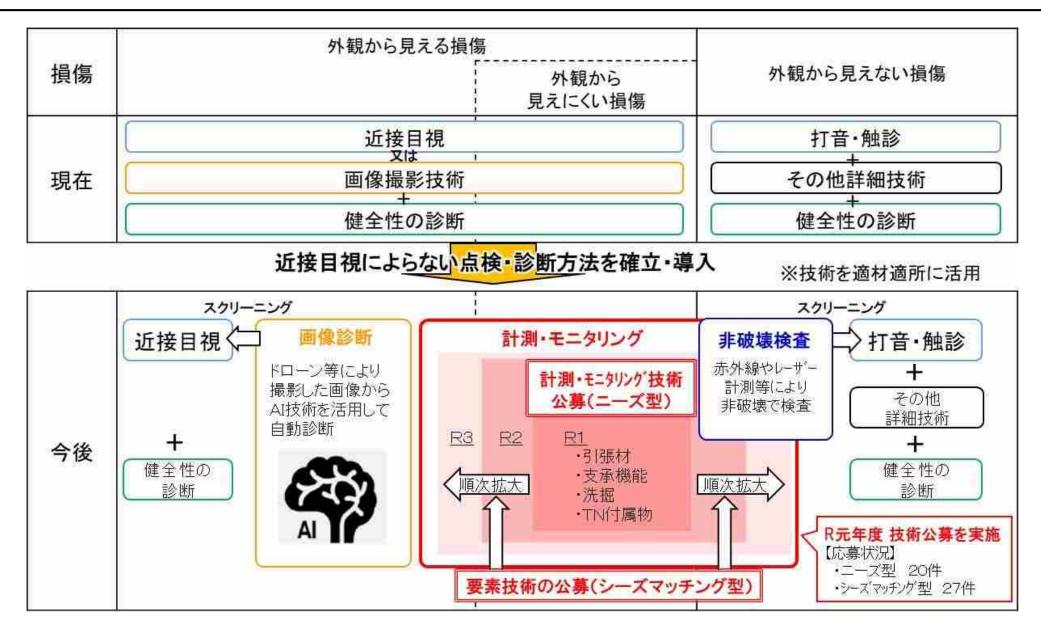


■技術概要

橋梁等のコンクリート構造物において、鉄筋腐食に伴い発生 する剥離や透(コンクリート内部の剥離ひび割れ)を、遠望 非接触にて赤外線法により検出する技術

今後の点検方法の開発

○ 今後の点検方法の開発については、広く公募を行うことで、新技術を活用した点検・診断技術の開発、計測・モニタリング技術の検証を進め、近接目視によらない点検方法をベストミックス。



海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂

- 海岸保全施設のうち、離岸堤、潜堤・人エリーフ、突堤・ヘッドランドについて、施設管理の標準的な要領の検討を行い、海岸管理者による予防保全の視点に立った管理の充実を図るための維持管理マニュアルの適用範囲の拡充を検討。
- 海岸保全施設のうち、沖合施設(離岸堤、人エリーフ、突堤、ヘッドランド)の設置状況は以下の通り。

沖合施設の設置状況 ※「海岸統計 平成30年度版」P62,63より集計

【凡例】

「★」: 新規位置付け、「〇」: 改訂・更新、

	海岸	保全施設維持	持管理マニコ	∟アル
	平成20年2月	平成26年3月	平成30年5月	今回検討
堤防、護岸、胸壁	*	0		
水門、陸閘、樋門、樋管 (土木構造物)			*	
水門、陸閘、樋門、樋管 (設備部分)			*	
離岸堤、 潜堤・人エリーフ、 突堤・ヘッドランド				*

(注)海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月)による上記以外 の海岸保全施設として、「消波堤」、「津波防波堤」、「砂浜」があり

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 12/11/21 02,000 7 7 7 1				
離岸堤	人エリーフ	突 堤	ヘッドランド				
7,347基	1,357基	7,449基	217基				
698,324m	182,751m	371,678m	33,205m				
離岸堤		突 堤					









港湾施設に係るメンテナンスサイクルの確立に向けて

- 港湾施設の点検診断の義務化は平成26年3月になされており、具体的な方法等を定めたガイドラインも公表。一方、港湾管理者の財政的、人的な課題から、維持管理計画書の策定や 点検診断が十分進んでいない現状がある。
- 〇 このため、効率的かつ効果的に港湾施設の点検診断、維持管理計画策定が可能となるよう、 優良事例等を、各ガイドラインの参考資料として整理。令和2年3月に公表。

【課題】

- ▶ 港湾管理者の予算確保が厳しい中で、請負による点検診断や維持管理計画書作成を中心に活用されている 状況が判明
- ▶ 平成31年3月末時点調査において、港湾分野では、<u>維持管理計画策定率:75%、点検診断実施率:59%</u>と 低調に推移

■令和元年度■

点検診断の効率化に向けた工夫事例集(案)

- 新技術を活用した点検診断事例として、目視点検の代替としてドローンを活用した事例や衛星利用測位システム(GPS)機能付きカメラの活用により情報共有を効率化した事例。
- 日常点検・定期点検で蓄積した写真等のデータを基に点検診断を実施した事例。
- 電位測定など毎年実施していた同一点検項目を同時期に実施することにより、点検診断の費用の縮減を 図った事例。
- ・ 点検診断の簡素化、省力化等の工夫事例だけでなく留意点も例示。

直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)

- ・施設の種類や規模、使用頻度など現場実態を踏まえ、必要最低限の項目を箇条書にした維持管理計画書の 簡素化事例。
- 施設管理の委託契約図書を添付、不足する項目を維持管理計画に付記することで計画とした事例。

別源「

河川管理施設及び河道の点検の効率化・充実

○ インフラ施設の点検は、施設の適正管理や防災・減災等の観点から重要性が増していることから、「河川管理施設及び河道の点検の効率化・充実について」において、河川管理施設及び河道に係る点検の効率化・充実を図るため、施設情報をデータベース化すること及び無人航空機(ドローン)の活用を推奨。

事 液 連 棉 平成31年4月1日

各都进府県河川関係所管理 御中 各指定都市河川関係所管理 御中

> 到土交通省水管等。接土保全局可川厚埔鎮河川保全企畫室 到土交通省水管理。接土保全局可川厚埔鎮河川保全企畫室

河川管理施設及び河道の点検の効率化・充実について (周知)

インフラ施設の点検は、施設の適正管理や防災・減災等の製点から重要性が増して おり、日下、その実施の効率化・充実が求められているところです。

これに関連して、関土交通者では、別都1のとおり「何川級防技術基準 維持管理 編 (何川編) (平成27年3月改訂)」及び「規防等同川管理施設及び何道の点線要領」 (平成28年3月改訂)において、何川管理施設及び何道に任る点様の効率化・充実を 図るため、施設情報をデータベース化すること及び無人航空機 (ドローン) の活用を 推築しています。

データベース化については、点検・維持補餘等に関するデータを記録・保存して一 元管理するデータベースシステムと現地で写真撮影やデータ入力が可能なタブレッ ト等と連動させる(以下「ICIデータベースシステム」という。)ことにより、更なる 点検の効率化等が期待されております。また、直轄同川事業においては、別添2のと おり「RIMADIS (リマディス)」のようなICT技術を活用し、点検の効率化を進めてお りますので、業務の参考としてください。

なお、平成31年度から、総務省において、河川管理施設及び何道の点検の効率化・ 充実のため、ICTデータベースシステム又に無人航空機 (ドローン) を導入する場合の 経費について、別添3のとおり特別交付税措置を満ずることとされており、導入を検 耐している団体においては、業務の参考としてください。

費職におかれましては、上記事項に留意の上、インフラの点検の効率化・充実に向 け取り組まれるとともに、各都遺所単にあっては、貴都遺所単内の市町村 (指定都市 を除く、) に対しても、この首属知されるようお願いします。

なお、本通知の内容については、結局省と調整済みであることを申し訴えます。

(お団合せ先)

(田川に係る事業 (ダム事業を除く))

国土文通省 水管理・医土保全期 阿川榛美雄 阿川保全会画覧 租当:技術 (内線 38407) TBL 05+1283-8111

(ダム事業)

国土交通省 木管理・国土保全局 阿川県福建 近水管理室 担当 額間 (内務 35494) TEL 00-5253-1111

■医土交通者 河川砂防技術基準 植持管理罐(河川編)H273【抜粋】

第4章 河川の状態把機 第7節 一般

(5)状態把握結果の記録と公表

<考え方>

河川巡視や点検の結果はその後の維持管理にとって重要な情報となるので、河川カルテ 等に適切に記録し、公表することが重要である。

河川の状態整理の技術は経験による部分が大きく。その分析・評価の手法等も確立されていない場合が多いことから、大河川では、学識者、管理経験者等の助言を得られるよう体制を整備することが重要である。

<輝 油>

河川の状態把櫃は、基本データの収集、河川巡視、点検等により行うこととし、河川維持 管理の目標、河川の区間区分、河道特性等に応じて、透切に実施することを基本とする。 また、現状の河川管理施設の点積結果を評価し、管理の根況を地域に分かり易く公表していてことを基本とする。

大河川においては、河川維持管理データベースシステム(RMDIS) River Management Dat ulntelligent System 毎 により、河川巡視・点検 結果や河道基盤情報等の河川維持管理に関する基本情報を効果的に蓄積することを基本とする。

<推 提>

CCTV 等IT 機能を活用することにより、効果的・効率的な河川の状態把握に努める。 中小河川においても、河川の状態把握の分析・評価にあたっては、学識者、管理経験者等 の恤言を得られるよう体制を整備することが望ましい。

中小河川に担いても、状態把握データの保存にあたっては、電子的なデータペースを横発 し、収集したデータニンいて蓄積、分析、評価を行っていくことが望ましい。

■堤防等河川管理施設及び河道の点検要機H28.3【抜粋】

1.3.3 点接手法(1) 基本

3) 効果的,効果的な直接の実施

- 河川の点検は、振大な地防、多数の河川構造物及び広大な河道を対象として実施するため、効果的・効率的な地防等の河川管理施設及び河道の点検となるように、点検の順序や範囲を河道の変動特性を踏まえて検討する。
- 点検照所の選定にあたっては、必要に応じて、学識経験者や専門家等から技術的助言を 得られる体制を整備しておく。
- ・並長の長い棒状構造物である堤防は、局部的な安全性が一連区間の安全性を規定する 特徴を持つことを踏まえ、既住の点検結果、河川カルテに記録された被災。変状履歴、既往 の対策等の情報を有効に活用しながら点検を実施する。
- 堤防を除く河川管理施設の点輪と河道の点機の関連性は深く、特に低水路に整備される 護岸、根固工、水刺工、あるいは螺・床止めは、河道の変化が要因となり変状をきたすことがあることが3。
 - 連区間の施設料の変状から河道変化の傾向を推察することができる。そのような点を考慮して河道の点接を実施する。
- 重要水防腐所や危険水位の設定対象としている箇所の点様にあたっては、特に注意する が悪がある。
- 低水路の河岸は進入が容易でない箇所も多いため、双眼鏡により対岸から目視する等、効率的な点検ルートを選定する。また、必要に応じて、船上から点検を実施する。単位の影響を受ける区間では、大瀬の干瀬時に点検することが望ましい。
- 直検のボイントや被災原因の把握等には、治水地形分類図も活用する。
- 点検にあたっては、従来技術の向上や、近年の新技術の進展を踏まえ、必要に応じて、モービルマッピングシステム(MMS: Mobile Mapping System)、レーダー空間接査による諸岸資面の非破壊検査、航空レーザーを用いた河川地形モニタリング技術、無人航空機(UAV: Un manned Aerial Vehicles)を用いた地形測量技術等を活用する。

○ インフラ施設の点検は、施設の適正管理や防災・減災等の観点から重要性が増していることから、 「砂防施設の点検の効率化・充実について」において、砂防施設に係る点検の効率化・充実を図る ため、施設情報をデータベース化すること及び無人航空機(ドローン)の活用を推奨。

> 事 務 連 絡 平成31年4月1日

各都道府県砂防担当課 御中 各指定都市砂防担当課 御中

> 国土交通省水管理·国土保全局 砂防部保全課土砂災害対策室

砂防施設の点検の効率化・充実について (周知)

インフラ施設の点検は、施設の適正管理や防災・減災等の観点から重要性が増して おり、目下、その実施の効率化・充実が求められているところです。

これに関連して、国土交通省では、別添1のとおり「砂防関係施設点検要額(案)」 (平成31年3月改訂)において、砂防施設に係る点検の効率化・充実を図るため、施 設情報をデータベース化すること及び無人航空機(ドローン)の活用を推奨しています。

データベース化については、点検・維持補修等に関するデータを記録・保存して一元管理するデータベースシステムと現地で写真撮影やデータ入力が可能なタブレット等と連動させる(以下「ICTデータベースシステム」という。)ことにより、更なる点検の効率化等が期待されております。また、直轄河川事業においては、別添2のとおり「RiMaDIS(リマディス)」のようなICT技術を活用し、点検の効率化を進めておりますので、砂防施設においても業務の参考としてください。

なお、平成31年度から、総務省において、砂防施設の点検の効率化・充実のため、 ICTデータベースシステム又は無人航空機(ドローン)を導入する場合の経費につい て、別添3のとおり特別交付税措置を課することとされており、導入を検討している 団体においては、業務の参考としてください。

貴職におかれましては、上記事項に宿意の上、インフラの点検の効率化・充実に向 け取り組まれるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(指定都市 を除く。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知の内容については、総務省と調整済みであることを申し添えます。

(お開合せ先)

国土交通省水管理·国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室 担当:安藤(内線 36232) TEL 03-5253-8469

砂防関係施設点検要領(案)

- 〇 より効率的・効果的な施設点検の促進の観点から、現場実証実験における検討結果等を踏まえ、 定期点検等に関し、目視による方法に加え、UAVによる方法についても基本形として位置づけ。
- 砂防関係施設点検要領(案)では、施設の点検記録については、施設情報に関するデータベースシステムを構築し、管理することを推奨。

2. 点接の種類

直接は、「世間直接」、「臨時点機」及び「詳細点接」から構成するものとする。

IW#1

あ接は、危我の機能の成下状況の把握や、構造上の機関の極度やその思説の特許を行うさめ事業するもので、具体的には、下部の主義権に記分する。

は月足期が操

定型点機は、水焼計画に基づき実施するものとし、住理点機もしくは GM 血漿を基準とす 8、

なお、終日投資についてので明点機の点無理目は、「砂飲投資ので期間支点機の実施について「甲戌 14 年の月15 由国所保証 14 年 土文連省同川東の物館保全課金通差)「は下、「平成 14 年通差"と続く「二二月九八 「本本、申述明章小師、報告明章在心情を担いの問題の時間、本・清本・ひび明れ、作品・表数・表数・設備・出て一り様の表現、経過はよび問題に直接影響を与土と表現地域の状況」に開発する。

工1 胸神点形

職時点保証、原則として要求発生時で地質等が発生した地域等において事業の発生連集の 出来らだけ与い時期に実施するものとし、定期が施に参じて自我が成らしては1990が展によ るの報を基本とする。

交お、毎年点接の点接達日は「国家の景偶の考集や程度、被害の存金、設備および施設に 直接制御を与える周辺付成の他民を、把握・連続すること」を基本とする。また、直接の置 契件や地域代等を募集して、基本的に集材点接重量を使かることが展布と判断される場合は、 別述集時の複数値をする業別することができる。

1) 評価合格

管型点機や臨時点機において、その資料の供託をより詳細に把握する必要があると判断される場合や変化の等別把握が開業な場合に「詳細点機」を実施する。「詳細点機」は、機能位下や付款の契例の提供を定量的に把握するために実施するものであり、必要に応じて詳細な計画を行うこととする。

月99 「御棋」はわいて

維持管理のために実施される日常的な見証りは、本書後(裏)では「通復」として扱う。 学生16年適量では、定算(整件)が提出を終として、「過程」と「点検」を一体のものとし、 工能り扱っているが、本書板(案)では、日常的な「追接」と、世裏・森井・詳報の各「点検」 とを試分して扱っている。

※事等: は電行われる機能管理については、各乗者化ガイドラインの、「異主義・砂粒筒 原施設の長寿存化を第二より開発の維持の定針」に対いて示しているので表現のこと。

DOM SEED ROOMS

UAV を併用し、任徒以後によるものと同等の情報を得ることができ、適知な韓主度評価が 利能な点集方法のこと。

4 郵位の変状シベルの確認・記録及び延集状況等の把機

受状が認められた場合には、その変状の主じた血管、機構や特徴を影響し、写真情影等含 あて適切に記録しておくものとする。

また、その実状の特性あるいは変状の進行後を把握することが必要である。

さらに、原因あるいはメカニズムをおおよそ考察しておく必要がある。このため、変状を 起こした単位の理像条件を把握し、その部位を構成する材料特性も確定するたまで、その変状 が今後どのように推奨するかを可能な範疇で提加しておくことが確定しい。

t #### 1

※単は、その位置、環境(項、長ぎ、取さ)や物理を支援時におお主かに把禁し、影響するとと もに、あわせて写真観象を必ず行う。

第他の特別(連行性の子の)。あるいは気候の通行者を責権的のこれには、第三年度の確認。当 数据での進行の自発影響との発音が考慮である。

・度状の研究ある1-11メニニズムを構造するためには、点接時に便福条件等を推動しておくこと 呼の音となる。

また、中他化、塩素、アルカリ青柱反応などに転割するコンクリート無材の化学的乳化や養食、 縁材等企業紙材の変色に対する研究性など、制定を構成する材料の光化特性を始まえて、その時 体の辿りれた療理条件(光球式化、発情者、連絡・無解などの文字条件など)にも報言して、変状 の表現やメルニズムを自動車がに把握して起くる姿がある。

点検索に従わらず、第一の変化してAの評価助業が得られるように、連絡的な多数なの変化レ でAの評価の決定に当たっては、評価の複雑性を診断も無を規模するために、技術物機や基準の 要素な技術者が報折しておくことが必要である。

施設の力機能能については、様式の把握や技事の気化の予測に確定り企業の情報であるため、 機能的に記載・保存するお宴があり、施設情報に繋ぐらデータベースシステムを構築し、開催することを作用する。

17 新印料簿

係成の成立の有数、前交の変更基所と成立との位置関係(を集成であるかなど容を時の成立 とその実現を引起分との位置関係)。成下が過ぎされる付近の人等層の有数、適点等の有象。 環境等の直接の他数多件や保護変動の有性などを確認しておくことが領立しい。

2) 州マベラ防工施設正け条種製用原義防止施設

国際に近世ずる将南南南山に発生した地震、指揮、発症、発症、通光等の変せの有無点け来げ、 の発生した回旋期がため改進等等などを連絡しておくことが可ました。

人材育成の推進

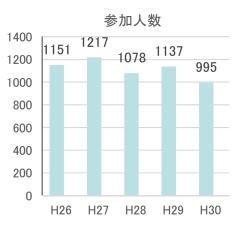
- 適切な維持管理が行えるよう、従来の取組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資す る研修体制を充実・強化。
- 技術者不足が指摘されている地方公共団体等への技術的支援の一環として、研修への地方公 共団体等職員の参加を呼びかけ、毎年数多く参加。



道路における維持管理の研修の様子



ダムにおける維持管理の研修の様子







河川における維持管理の研修の様子



港湾における維持管理の研修の様子



参加人数

166

H28

154

1400

1200

1000

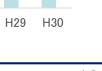
800

600

400

200

64



586

518

(1)-(4)-1)

地方自治体における技術職員の現況と課題

1. 防災・減災、国土強靱化の推進

東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、我が国全体で防災・減災、国土 強靱化を推進する必要。また、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える中で、その適正な管 理が求められている。

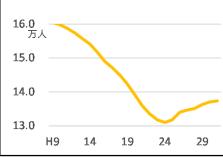
- 国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において 防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める《骨太の方針2019(R1.6)》
- 「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごと の長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る《骨太2019》

2-(A) 市町村における技術職員の不足

大量採用世代の退職、公共事業の減少に伴う 減、景気拡大に伴う採用難等により、小規模市 町村を中心に土木職など技術職員の不足が深刻 化。行政運営の支障になることが懸念。

市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、技術者 の育成・確保を図りつつ(略)市町村で対応が困難な場合の広 域圏又は都道府県等による代替等を進める《骨太2019》

技術職員数の推移



技術職員 (土木・建築・農林水産) 定員管理調査(土木・建築・農林水産) のいずれかが配置できていない 市区町村 定員管理調査(H31)



2-(B) 復旧・復興に従事する技術職員の不足

被災自治体からは、専門知識と経験の観点から、復 旧・復興事業に従事する技術職員の派遣ニーズが高い が、充足していない状況。

- 「被災地の早急な復旧・復興に向けて、(略)地方自治体職員の中 長期派遣体制整備に取り組む」 《骨太2019》
- 「被災自治体の復興事業や被災者の生活再建等を支援する応援職員 を現在も必要とする状況。特に職員派遣の高いニーズがあり、土木 職など技術職員の確保が課題し

《東日本大震災の復興施策の総括に関するWG(R1.9 復興庁)》

中長期派遣ニーズを半分も満たせていない技術職員 (H31)



(1)-(4)-1)

技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

総務省に よる措置 横断的な 取組

- 総務省が技術職員の充実に関する取組を今年度より実施。
- 総務省と連携し、自治体職員が国土交通省の研修を受講することにより技術力を高めるよう、自治体に周知。

技術職員の充実等(市町村支援・中長期派遣体制の強化)

都道府県等







新たな 技術職員群

小規模市町村等で確保 が困難な<u>技術職員※を</u> <u>都道府県等で増員し、</u> 新たな技術職員群と してまとめて確保

※「技術職員」の範囲

- ・土木技師
- 建築技師
- ・農業土木技師
- ·林業技師



右記(A)・(B)を 同時に実現することを 目指す。

(A)技術職員不足の市町村支援

都道府県等※が

※市町村間連携として、他市町村の支援業務の ために技術職員を増員・配置する市町村を含む

技術職員を増員し、

市町村支援業務のための技術職員を配置

都道府県等は、下記①~③(毎年度4/1時点)を総務省に報告

- ① 技術職員の増員数
- ② 市町村支援業務に従事する技術職員数
- ③ (大規模災害が発生した場合に)中長期派遣可能な技術職員数

大規模災害

部 平

(B)中長期派遣要員の確保

大規模災害が発生した場合、中長期派遣調整の 全体を総括する<u>「確保調整本部」を設置</u> (地方3団体・指定都市市長会と総務省で構成)

- (1)新規分((A)③):確保調整本部で協議して決定
- (2)現行スキーム分:被災自治体からの派遣要請と

全国からの派遣申出を踏まえて決定

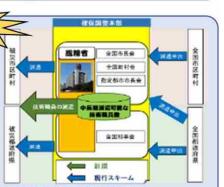
⇒ 南海トラフ地震や首都直下地震などの今後の大規模災害に備え、中長期派遣体制を強化

地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用して、「技術職員の増員数」((A)①)の範囲内で、

- 「市町村支援業務に従事する技術職員数」((A)②)
- 「中長期派遣可能な技術職員数」((A)③)

のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、普通交付税措置(都道府県分)又は 特別交付税措置(市町村分)(報告数に応じて算定)



○ メンテナンスサイクルの核となる個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)については、 2020年度中を目標に策定が進んでいる。一方、策定にあたり課題を抱えている分野もある。

≪インフラ長寿命化に向けた計画の体系(イメージ)≫

インフラ長寿命化基本計画 (国)

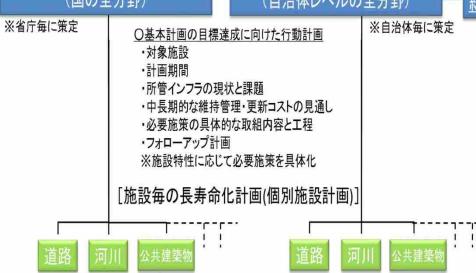
Oインフラの長寿命化に関する基本方針

- 目標とロードマップ
- ・基本的な考え方
- ・インフラ長寿命化計画の基本的事項
- 必要施策の方向性
- ・国と地方の役割
- ・ 産学界の役割等

インフラ長寿命化計画(行動計画) (国の全分野)

インフラ長寿命化計画(行動計画) (自治体レベルの全分野)

公共施設等 総合管理計画



○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

≪個別施設計画の策定状況及び目標≫

	説成の国の米だがん		1004						
		実			目標				
		年度	策定率		年度	策定率			
道路(橋刻	梁)	2018	81%	\rightarrow	2020				
道路(トン	ネル)	2018	53%	\rightarrow	2020				
河川	[国、水資源機構]	2018	100%	\rightarrow	2016				
	[地方公共団体]	2018	89%	\rightarrow	2020				
ダム	[国、水資源機構]	2018	100%	\rightarrow	2016				
	[地方公共団体]	2018	95%	\rightarrow	2020				
砂防	[国]	2018	100%	\rightarrow	2016				
	[地方公共団体]	2018	100%	\rightarrow	2020				
海岸		2018	71%	\rightarrow	2020				
下水道		2018	100%	\rightarrow	2020	100%			
港湾		2018	100%	\rightarrow	2017				
空港(空港	巷土木施 設)	2018	100%	\rightarrow	2020				
鉄道		2018	100%	\rightarrow	2020				
自動車道 (民間等が経済	・ ・ ぎする道路:箱根ターンパイク等)	2018	52%	\rightarrow	2020				
航路標識		2018	100%	\rightarrow	2020				
公園	[国]	2018	100%	\rightarrow	2016				
	[地方公共団体]	2018	94%	\rightarrow	2020				
官庁施設		2018	97%	\rightarrow	2020				
公営住宅		2018	90%	\rightarrow	2020				

※表中の実績策定率は、社会資本整備重点計画の指標等に係る年度末時点の値

(1)-(3)-1)

公営住宅等長寿命化計画の策定状況

- 〇 公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進していくため、公営住宅等長寿命化計画策定指針を策定。(21.3策定、H28.8改定)
- 〇 公営住宅等長寿命化計画の策定を国庫補助要件とするとともに、会議等で計画策定の働きかけを行い、毎年、策定状況を確認。(令和2年度末までに100%策定目標)

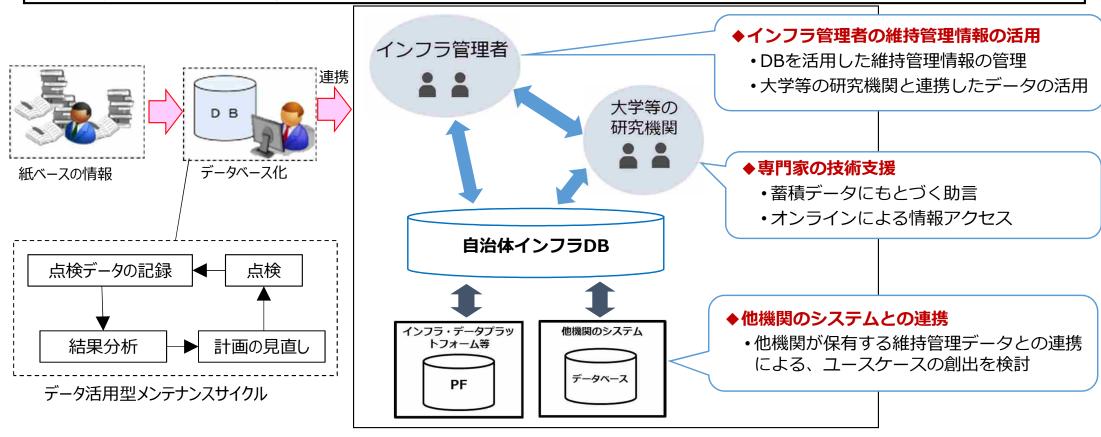
平成31年3月31日現在

												公営住宅を対象とした長 寿命化計画の策定割合												公営住宅を対象とした長 寿命化計画の策定割合			
都道府景	都道府県 名	地方公 共 団体数 (A)	公営住宅 を管理 していな い (B)	公営住宅 を管理 している (C)	策定 済み (D)	策定 予定 (E)	策 平成 31年 度(F)	定予定年 平成 32年 度(G)	走度 未定・ 検対 中 (H)	策定 予定 (I)	策定 済み 割合 D/C (%)	策定 予割 E/C (%)	策予な割 I/C (%)	都道府番号	都道府県名	地方公共 団体数 (A)	公営住宅 を管理 していな い (B)	公営住宅 を管理 している (C)	策定 済み (D)	策定 予定 (E)	策》 平成 31年 度(F)	定予定年 平成 32年 度以 降(G)	き度 未定・ 検討 中 (H)	策定 予定 (I)	策定 済 割 D/C (%)	策定 字割 E/C (%)	策 予 な 割 I/C (%)
1	北海道	180	0	180	180	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	25	滋賀県	20	2	18	16	1	0	1	0	1	88.9	5.6	5.6
2	青森県	41	3	38	38	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	26	京都府	27	3	24	21	2	2	0	0	1	87.5	8.3	4.2
3	岩手県	34	0	34	31	2	2	0	0	1	91.2	5.9	2.9	27	大阪府	44	6	38	30	2	0	2	0	6	78.9	5.3	15.8
4	宮城県	36	0	36	36	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	28	兵庫県	42	0	42	38	3	0	3	0	1	90.5	7.1	2.4
5	秋田県	26	0	26	19	4	0	4	0	3	73.1	15.4	11.5	29	奈良県	40	3	37	32	4	0	4	0	1	86.5	10.8	2.7
6	山形県	36	1	35	33	2	0	2	0	0	94.3	5.7	0.0	30	和歌山県	31	1	30	25	1	1	0	0	4	83.3	3.3	13.3
7	福島県	60	0	60	46	12	3	9	0	2	76.7	20.0	3.3	31	鳥取県	20	0	20	15	2	1	1	0	3	75.0	10.0	15.0
8	茨城県	45	6	39	39	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	32	島根県	20	0	20	20	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
9	栃木県	26	0	26	26	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	33	岡山県	28	0	28	20	2	0	2	0	6	71.4	7.1	21.4
10	群馬県	36	2	34	33	1	1	0	0	0	97.1	2.9	0.0	34	広島県	24	0	24	24	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
11	埼玉県	64	16	48	35	3	0	3	0	10	72.9	6.3	20.8	35	山口県	20	0	20	20	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
12	千葉県	55	7	48	34	2	0	2	0	12	70.8	4.2	25.0	36	徳島県	25	1	24	19	4	1	3	0	1	79.2	16.7	4.2
13	東京都	63	3	60	52	2	2	0	0	6	86.7	3.3	10.0	37	香川県	18	0	18	17	1	0	1	0	0	94.4	5.6	0.0
14	神奈川県	34	2	32	31	1	0	1	0	0	96.9	3.1	0.0	38	愛媛県	21	0	21	21	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
15	新潟県	31	4	27	25	1	1	0	0	1	92.6	3.7	3.7	39	高知県	35	0	35	35	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
16	富山県	16	1	15	13	2	0	2	0	0	86.7	13.3	0.0	40	福岡県	61	3	58	57	0	0	0	0		98.3	0.0	1.7
17	石川県	20	0	20	20	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	41	佐賀県	21	0	21	20			0	0	0	95.2	4.8	0.0
18	福井県	18	0	18	17	0	0	0	0	1	94.4	0.0	5.6	42	長崎県	22	0	22	22	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
19	山梨県 長野県	28 78	2	26 76	22 63	2	0	2	0	9	84.6 82.9	7.7 5.3	7.7	43	熊本県 大分県	46 19	0	46 19	44 19	2		0	0	0	95.7	4.3 0.0	0.0
21	技打乐 岐阜県	43	2 5	38	24	4 4	0	4	0	10	63.2	10.5	11.8 26.3	45	宮崎県	27	0	27	26	0	0	1	0	0	100.0 96.3	3.7	0.0
22	静岡県	36	1	35	32		0	1	0	2	91.4	2.9	5.7	46	西啊乐 鹿児島県	44	2	42	42	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
23	愛知県	55	13	42	38		1	0	0	3	90.5	2.4	7.1	47	沖縄県	42	4	38	31	4	1	3	0	3	81.6	10.5	7.9
24	三重県	30	4	26	19	3	0	3	0	4	73.1	11.5	15.4	7,	合計	1,788	97	1.691	1.520	77	18	59	0	94	89.9	4.6	5.6
4	一王ボ	1 00		20	10						70.1	11.0	10.7		шп	1,700	37	1,001	1,020	,,	10	00	U	דע	00.0	T.U	0.0

維持管理分野におけるデータの利活用に関する検討

横断的な取組

- インフラ維持管理のさらなる効率化に向けては、各管理者がそれぞれ保有している維持管理 分野における情報を連携していくことが必要。
- これに向け、地方公共団体等の各管理者が保有する維持管理分野に関するデータベースの 連携方法について検討。



インフラ維持管理のさらなる効率化に向けた取組イメージ

今後の取組方針

- ・ 国土交通省(インフラ・データプラットフォーム等)と地方公共団体のデータベースの連携試行
- データベースの活用によるユースケースの検討

砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)(H31.3)

砂防

- 砂防関係施設のストックは年々増加しており、地域の安全・安心の確保等に大きく寄与している一方で、今後、老朽化する施設の数が膨大となっていくこ とが予想される。また、厳しい財政状況のもと、近年、土砂災害が多発している状況等を踏まえ、既存施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保して いくことが重要となっている。
- これらを踏まえ、今後、砂防関係施設の維持管理については、長期的な展望をもって長寿命化を推進し、予防保全型維持管理によるライフサイクルコスト の縮減及び各年の修繕等に要する費用の平準化を図りつつ、確実に砂防関係施設の機能を確保していく必要がある。
- このため、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」を改定した。

●長寿命化計画に関する主な取組の経緯

- ・H25.11「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」にて、「インフラ長寿命化基本計画」が決定 →「インフラ長寿命化計画(行動計画)」、「個別施設毎の長寿命化計画」の策定を位置づけ。
- ・H26.5 「社会資本の老朽化対策会議 Iにて、「国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画)」が決定。
- ・H26.6 「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」の策定。(砂防関係施設の長寿命化計画を策定・運用するための基本的な考え方や手順について示す)
- ・H26.9 「砂防関係施設点検要領(案)」の策定(砂防関係施設の長寿命化に向け、予防保全型維持管理を実施していくための点検、評価手法を定める)
- ・H31.2 「砂防関係施設点検要領(案)」の改訂(UAV等の活用及び施設情報に関するデータベースシステムの構築を推奨)
- ・H31.3 「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」の改定。(ライフサイクルコストの縮減、修繕等に要する費用の平準化を踏まえた「予防保全型維持管理」を導入)

●本ガイドライン(案)(H31.3)の構成

第 [編 総則

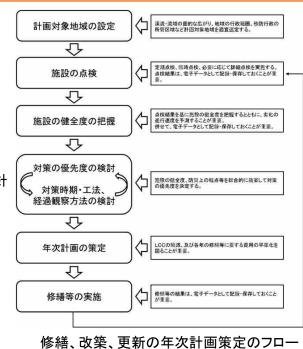
- 1.ガイドライン(案)の目的
- 2.計画対象施設及び計画対象区域
- 3.砂防関係施設の長寿命化計画の策定基本方針
- 4.砂防関係施設に求められる機能及び性能
- 5.用語の定義

第Ⅱ編 砂防関係施設の長寿命化計画

- 1.長寿命化計画
- 2.計画対象区域における砂防関係施設の長寿命化計画策定方針
- 3.日常的な維持の方針
- 4.点検結果を踏まえた健全度の整理
- 5.修繕、改築、更新の優先順位の検討と年次計画の策定
- 6.経過観察方法(調査・観測の方法とその留意点)
- 7.対策工法(修繕、改築、更新の方法)

第Ⅲ編 ライフサイクルコスト算定に係る考え方

- 1.ライフサイクルコストを考慮した予防保全型維持管理の考え方
- 2.砂防関係施設の劣化予測
- 3.維持、修繕、改築、更新等に要する費用
- 4.ライフサイクルコスト算定の留意点



※本ガイドライン(案)の第 Ⅱ編「1. 長寿命化計画」を一部抜粋

ることで、砂防関係施設の所定の機能及び性能が 確保できなった段階で更新等を行う事後保全と比 較し、少ない費用で長寿命化を図ることを基本とす 予防保全 事後保全 事後保全段階 (M.H.) ライフサイクルコスト縮減のイメージ ※本ガイドライン(案)の第Ⅲ編「1. ライフサイクルコストを考慮

した予防保全型維持管理の考え方」を一部抜粋

砂防関係施設の予防保全型維持管理にあたっ

ては、施設の損傷が軽微な段階で修繕等を実施す

○ 老朽化により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、 緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調 査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工 事を実施する事業。

く内 容>

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸 堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。

<交付対象事業の要件>

交付対象事業は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、以下の要件を満たすものとする。

- (1)長寿命化計画の変更 ※(2)老朽化対策は省略
- ① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて平成35年度までに変更されるものであること。
 - ・水門・陸閘等の施設の追加
 - ・水門・陸閘等の統廃合の位置づけ
- ② 東日本大震災の被災地及び5 地区海岸以上を管理している市町村(政令市を除く。)については令和2年度までの間に 策定又は変更されるものであること。





堤防の表法被覆工が損傷



老朽化対策による改良例

- 砂防関係施設の長寿命化にあたっては、今後、事後保全からライフサイクルコストの縮減等を考慮した予防保全へと移行していくため、関係基準類の改定等を実施。
- 今後においては、以下の取組事項を推進していくとともに、新技術の開発・導入や点検の効率化等 を図り、予防保全の取組を拡充していく予定。

砂防関係施設の長寿命化に関する取組事項

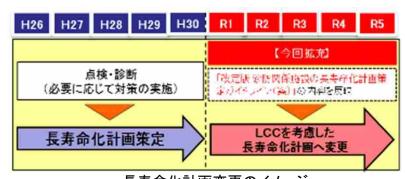
- ① 「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」の策定等
- ・「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」を策定(平成26年6月)
- ・「予防保全型維持管理」の導入のためガイドライン(案)を改定(平成31年3月)
- →ライフサイクルコストの縮減
- →修繕等に要する費用の平準化

② 砂防関係施設の長寿命化計画策定支援の延伸

・ライフサイクルコストの考慮等による長寿命化計画の変更に限り、<u>防災・安全交付金の交付対象期間を5年間延長</u>

③「砂防関係施設点検要領(案)」の策定等

- ・平成26年9月に「砂防関係施設点検要領(案)」を策定
- ・砂防関係施設点検要領(案)を改定(H31.3、R2.3)
 - →施設の劣化予測等に役立てるため、施設情報に関するデータベースシステムの構築を推奨。(H31.3)
 - →定期点検等にあたって、UAVを活用した方法についても、基本形として位置づけ。(R2.3)



長寿命化計画変更のイメージ



UAV等の活用

今後の取組方針

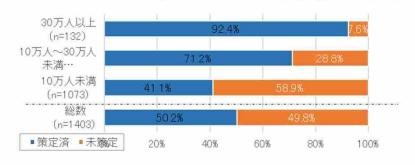
- ・予防保全としての修繕等の実績を蓄積していくとともに、予防保全として有効な新工法・新技術の開発・導入を推進
- 新技術の導入による施設点検の効率化
- ・点検、修繕結果等の集約・分析のためのデータベースシステムの検討

21

○ 都市公園においては、長寿命化計画に基づく施設の更新等が進みつつある一方、小規模自治体や小規模公園における対策が遅れており、戦略的な維持管理・更新を都市公園ストック全体で進めていく必要があることから、公園施設長寿命化計画の策定を社会資本整備総合交付金等により支援。(公園施設長寿命化計画策定調査)

背景•課題

- 〇戦略的な維持管理・更新を推進するため、予防保全型の施設管理を徹底し、ライフサイクルコストの縮減・費用の平準化及び安全確保を図ることが必要。
- 〇都市公園においては、長寿命化計画に基づく施設の更新等が進みつつある一方、小規模自治体や小規模 公園における対策が遅れており、戦略的な維持管理・更新を都市公園ストック全体で進めていくことが必要。





◆公園施設長寿命化計画の策定状況(市区町村:H29年度末)

◆長寿命化計画に基づく施設の更新イメージ



○ 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス 事業(橋梁、トンネル等の修繕、更新等)に対し、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別 補助制度を創設。 令和2年度予算:3.857億円(事業費)

■ 道路メンテナンス事業補助制度の創設

〇 概要

高度経済成長期に整備した道路施設の老朽化が急激に進んでおり、 例えば橋梁では、建設後50年経過する橋梁の割合が、現在は25%で あり、10年後には50%に急増する。

平成26年度から平成30年度までの一巡目の点検において、次回点検 までに措置を講ずべき橋梁は、全体の約1割(約7万橋)存在する。

このうち、点検結果を踏まえて平成30年度までに修繕に着手した橋 梁は、地方公共団体管理で20%にとどまっており、措置が遅れている 状況となっている。これらに対して、早急に対策を実施できるよう地方 に対して計画的かつ集中的に支援を行う必要がある。

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定・公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位 置づけられた事業を支援

(国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る。)

長寿命化修繕計画

()()市

橋梁

長寿命化修繕計画 【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名 ·延長
- •判定区分
- ·点検·修繕実施年度



()()市

トンネル

長寿命化修繕計画 【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名 ·延長
- •判定区分
- ·点検·修繕実施年度



〇〇市

道路附属物等

長寿命化修繕計画 【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名·延長 ·判定区分
- ·点検·修繕実施年度



道路メンテナンス事業

地方公共団体が管理する橋梁、トンネル等が対象

橋梁の例 -----





損傷状況(鉄筋露出)



修繕の様子(断面修復)





損傷状況(うき・漏水)



修繕の様子(剥落対策)

■大規模更新事業等の創設

高度経済成長期等に整備してきた施設の多くが、供用後50年以上 経過し老朽化が進行しており、今後さらに増加する見込み

これまでも防災・安全交付金によって、都道府県等が行う老朽化対策を支援してきたところであるが、個別補助制度によって、より計画的かつ集中的に予算措置を講じることにより、都道府県等が着実な維持管理・更新に取り組んでいけるよう支援が必要。

- 〇地方公共団体は、長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 〇水門、砂防堰堤等の個別施設毎に記載された計画に位置付けられ た事業を支援









大規模更新事業等

地方公共団体が管理する排水機場、砂防堰堤、水門、雨水ポンプ場等が対象。

【排水ポンプ設備更新の例】





ポンプ設備更新



【その他の施設例】



砂防施設(砂防堰堤)



海岸保全施設(水門)



下水道施設(雨水ポンプ場)

- 〇 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧 費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要。
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急 浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について 地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)。

対象事業

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準 を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する 箇所を位置付け

事業年度

令和2~6年度(5年間)

財政措置

充当率: 100% 元利償還金に対する交付税措置率: 70%

事業費

900億円(令和2年度)

※ 令和2~6年度の事業費(見込み):4,900億円

都道府県等が管理する河川等に対する支援の充実(河道掘削の例)

河川

台風第19号等の災害を踏まえ、地方公共団体が実施する河道掘削等について、計画的・集中的な整備を促進。

改修工事として実施する河道掘削等

洪水時の河川水位の低下を図るために河川改修として実施する土砂掘削等





維持管理として実施する河道掘削等

定期的な点検等を踏まえ、適切な河道断面を維持するために 実施する土砂掘削等





従前

防災•安全交付金

地方単独事業

令和2年度より

個別補助事業

(補助率:1/2等)

※都道府県等負担に対し、

<公共事業等債>

起債充当率:90%/交付税措置率:20%

【要件】

- 川幅が狭い区間やバックウォーターの 恐れがある区間等で実施するもの
- ・原則、概ね5年以内で完了し、当該区 間の事業費が5億円以上であること



防災•安全交付金

(補助率:1/2等)

※都道府県等負担に対し、

<公共事業等債>

起債充当率:90%

/交付税措置率:20%

【要件】

・洪水等による被害が防止 される区域内の宅地・農 地面積や家屋数が一定 以上あるもの 等

令和元年度より

緊急自然災害 防止対策事業債

(起債充当率:100%

/交付税措置率:70%)

【要件】

- ・国庫補助要件を満たさな い事業
- •緊急自然災害防止対策 事業計画に基づく事業

【事業年度】

•令和元年度、令和2年度

地方単独事業

令和2年度より



緊急浚渫推進事業債

(起債充当率:100%/交付税措置率:70%)

- 土砂等の除去・処分、樹木伐採等が対象
- 市町村が管理する準用河川も対象
- 河川のほか、治水ダム、砂防堰堤、治山施設 に係る土砂等の掘削・除去も対象

【要件】

・各地方団体において各分野の個別計 画に緊急的に実施する箇所を位置付 けられていること。

【事業年度】

•令和2年度~令和6年度

事業規模

26

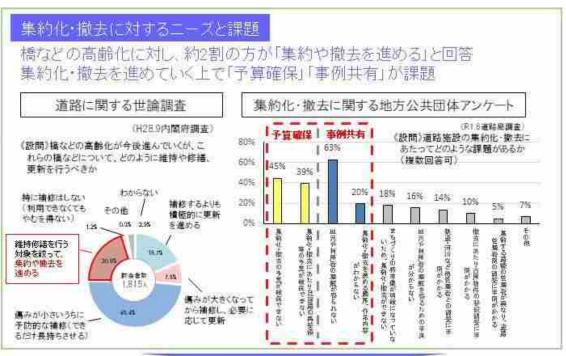
各分野における取組状況

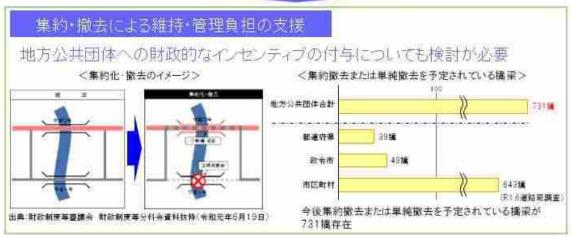
(2)施設の集約・再編等

集約化・撤去等よる管理施設数の削減

〇 地方公共団体が管理する通行止め橋梁数が増加していることから、点検結果や利用状況等を踏まえ、道路施設の集約化・撤去等や、通行を歩行者に限定するなどの機能縮小に取り組んでいる。





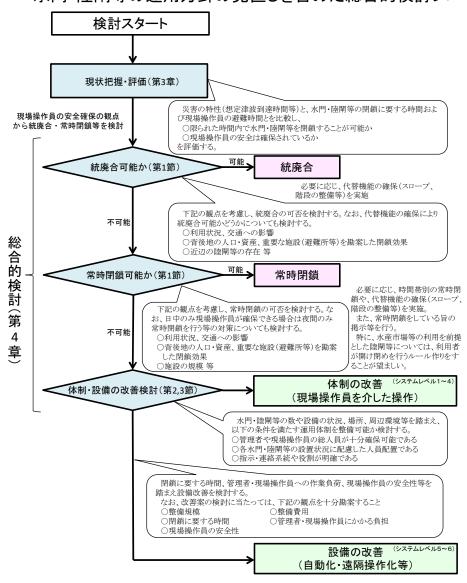


長寿命化計画における海岸保全施設の統廃合の位置づけ

海岸

- 津波襲来時の水門・陸閘等の安全な閉鎖に加えて、維持管理費の削減も図られることから、装置や設備 の更新時期等において、水門・陸閘等の統廃合についても積極的に検討することが望ましい。
- 統廃合の実施にあたっては利用者との調整等に時間を要することから、長寿命化計画に位置づけ、計画 的に実施することが望ましい。

水門・陸閘等の運用方針の見直しを含めた総合的検討フロー



【統廃合(廃止、スロープ設置)の例(和歌山県)】



スロープを設置し陸閘を廃止

【統廃合(完全廃止)の例(高知県)】



集約化等により利用度の低い陸閘を完全に廃止

住宅

(2)-2

祷选·規模

培育·加上1数

- 公営住宅の建替えの時期を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する具体的な 取り組み事例をとりまとめた「公営住宅等における再生・再編ガイドライン」を配布。
 - ⇒各事業主体が複数の検討視点例等を踏まえて、公営住宅等の再生・再編することが可能。
- 公的賃貸住宅を長期にわたり維持管理・活用していくことを目的に先導的な取組を行った事 業について、取組のポイントや具体例を中心に、地方公共団体等が改善事業を実施する際に 参考となる情報をまとめた「改善事業の円滑な実施に向けたポイント集」を配布。
 - ⇒事業主体同士の技術情報の共有。





- 耐用年限を経過した4団地、88戸(簡易平屋)を、まちなかに立地する1団地(2~3階建て)に集約建 替戈
- 従前の居住者は高齢者のみだったが、建替え団地では1階は高齢者向け住宅とし、2階以上は様々



株法·接際

改善事業の円滑な実施に向けたポイント集



①事業背景・目的・概要・諸元

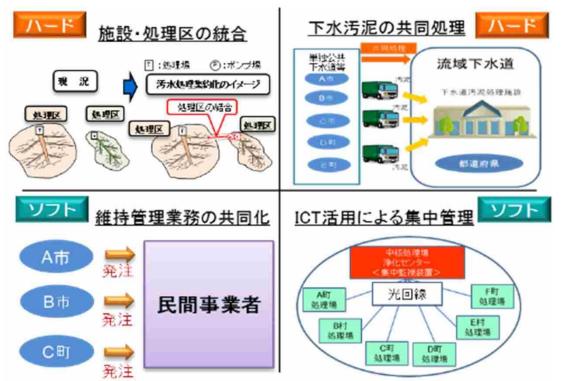
② 主な工事内容

- (2)-2) (2)-5
 - 人口減少、下水道職員減少、施設老朽化が顕在化するなか、持続可能な下水道事業の運営に向け、広域化・共同化を一層推進する必要。
 - 〇 平成30年度に広域化・共同化に係る計画策定や取組までを総合的に支援する「下水道広域 化推進総合事業」を創設するとともに、広域化・共同化の事例集や計画策定マニュアルを策 定し、地方公共団体の取組を支援。

汚水処理の広域化・共同化のイメージ

下水汚泥等の集約処理の事例

・秋田県では、流域下水道大館処理センターに<u>広域汚泥</u> 処理施設を設置し、県北3市3町1組合からの汚泥を集 約処理·資源化することで、集約による効率的な処理に より事業費を低減。

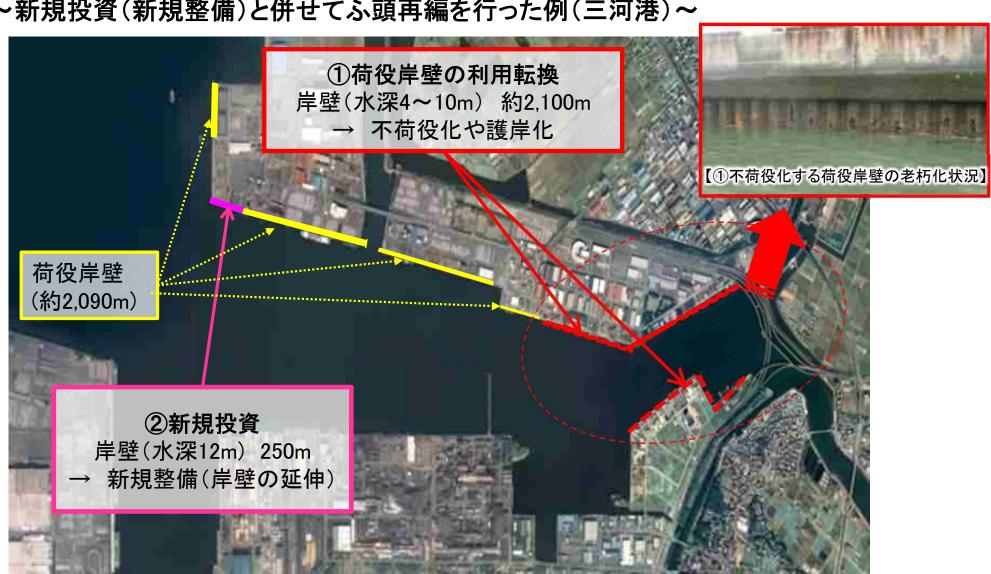




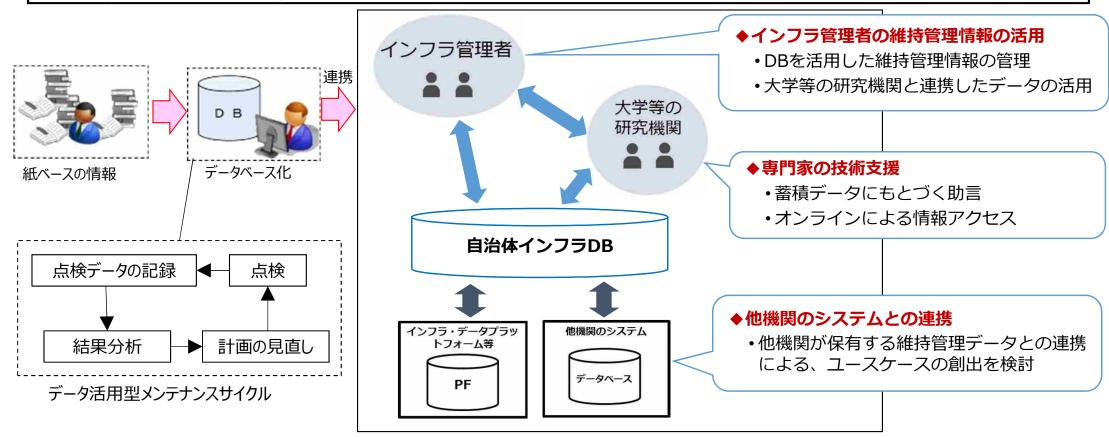
大館処理センター 汚泥資源化施設

○ コンテナ貨物、完成自動車、バルク貨物が混在していたため機能を再配置して貨物の集約化 等を行い、①既存岸壁約2,100mを不荷役岸壁や護岸に利用転換すると共に、② 250mの岸 壁の整備に新規投資を実施。

~新規投資(新規整備)と併せてふ頭再編を行った例(三河港)~



- インフラ維持管理のさらなる効率化に向けては、各管理者がそれぞれ保有している維持管理 分野における情報を連携していくことが必要。
- これに向け、地方公共団体等の各管理者が保有する維持管理分野に関するデータベースの 連携方法について検討。



インフラ維持管理のさらなる効率化に向けた取組イメージ

今後の取組方針

- ・ 国土交通省(インフラ・データプラットフォーム等)と地方公共団体のデータベースの連携試行
- データベースの活用によるユースケースの検討

都市公園の再編・集約化の促進(都市公園ストック再編事業)

公園

○ 都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など、地域ニーズに即した「バージョンアップ」を進めるために必要な、住民の合意形成に向けたコーディネートや計画策定、社会実験などの「ソフト面の支援」を強化。

都市公園ストック再編事業の拡充内容

ストック再編までの流れ

住民との 合意形成

事業計画 の策定

公園の 集約・再編

支援対象を拡充 (ソフト面の支援) これまでの支援対象 (ハード面の支援)

対象 事業 都市公園の再編や集約化に必要な

•施設整備 •用地取得

+

[拡充] ソフト面の支援

例:社会実験などのコーディネート

~主な事業要件~

- ○立地適正化計画や緑の基本計画を作成している地方公共団 体が対象。
- ○事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円 (都道府県事業は30百万円) ×計画年数以上であること。 (詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照)

都市公園ストック再編のイメージ

[配置の再編(集約化)]

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



[機能の再編]

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



(3)多様な契約方法の導入

社会資本メンテナンス戦略小委員会 民間活力活用促進WG

横断的な取組

- 民間活力活用促進WGでは、自治体における民間活力の活用方策の事例をグッドプラクティス 集にとりまとめることを念頭に、鈴鹿市における包括的民間委託の導入検討等を実施。
- 第1回を令和2年2月4日、第2回を令和2年5月28日に開催。

<u>①目的</u>

社会資本のメンテナンス分野において、民間活力の活用は、業務の効率化や創意工夫によるコスト縮減などの効果が期待できることから、人材や財源等に課題を持つ自治体にとって有効な手段の一つであるが、これまでいくつかの活用事例が蓄積されてきているものの、全国の市町村にとって選択肢の一つとしてあがってきていないのが実情。



本ワーキンググループでは、今までできていない民間活力の活用方策を新たに創出し、その効果を検証し、これら検討の過程を広く周知すること等により、メンテナンス分野における民間活力の全国への普及を図る。

②メンバー

座長 小澤 一雅 東京大学大学院 工学系研究科 教授

委員 堀田 昌英 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授

水野 高志 ハ千代エンジニヤリング株式会社 取締役 専務執行役員

オブザーバー 植野 芳彦 富山市 政策参与

中洲 啓太 国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究室長

(五十音順、敬称略)

社会資本メンテナンス戦略小委員会 民間活力活用促進WG

③議事概要

開催済み	第1回	令和2年 2月4日	ワーキンググループの概要社会資本の老朽化を取り巻く現状民間活力活用方策の概要鈴鹿市における包括的民間委託の導入検討
	第2回	令和2年 5月28日	 前回WGにおけるご意見等と今後の方針 鈴鹿市における包括的民間委託の導入検討 包括的民間委託の全体的な分析 今後の進め方(案)
今後の予定	次回以降		・鈴鹿市における包括的民間委託の導入検討・包括的民間委託の全体的な分析

※ただし、議事については、今後変更する可能性がある。

各分野における取組状況

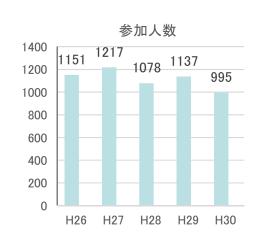
(4)技術の継承・育成

- 適切な維持管理が行えるよう、従来の取組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資す る研修体制を充実・強化。
- 技術者不足が指摘されている地方公共団体等への技術的支援の一環として、研修への地方公 共団体等職員の参加を呼びかけ、毎年数多く参加。



道路における維持管理の研修の様子

ダムにおける維持管理の研修の様子



1000 800 600 409 405 356 301 400 200

1400 1200 H27 H28 H29 H30 H26

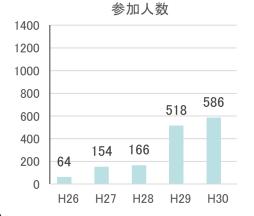
参加人数

河川における維持管理の研修の様子



港湾における維持管理の研修の様子





全国河川・ダム管理技術検討会

技術検討会の目的

- 〇全国各地で取り組まれている<u>維持管理の先進的な取組みを担当者間で情報共有し</u>、<u>全国展開</u>を図ることを目的に 全国河川・ダム管理技術検討会を開催。
- 〇創意工夫の顕著な事例について<u>表彰(各部門最優秀賞1名、優秀賞3名、奨励賞3名)し、担当者のモチベーションを</u> 高めるとともに、技術開発、創意工夫等に<u>積極的に挑戦する環境を整備</u>。

令和元年度の開催概要

開催日時:令和2年1月29日(水)10:30~17:00 ※1月30日は、現地研修(渡良瀬遊水池等関東地整管内)

開催場所:三田共用会議所

発表議題:河川 14議題 ダム 16議題 参加者: 約180人

令和元年度の表彰結果

【最優秀賞】

部門	組織名	発表者氏名	発表議題
河川管理	中部地整	^{táh láo}	公募型河道内樹木伐採について
ダム管理	水機構	たむら かずのり 田村 和則	ダム防災操作能力向上! 実践型シミュ レータの運用

【優秀賞】

部門	組織名	発表者氏名	発表議題
河川管理	四国地整	^{おだ} ともゆき 小田 友之	360° カメラによる樋門等の操作負担軽減に向けた取組み
河川管理	北海道 開発局	a to lb s jt	VRを用いた河川巡視の効率化・高度化に関わる検討
河川管理	大分県	ょねだ ひかる 米田 光	中江川・中川における放置艇対策について
ダム管理	中部地整	Ltanti りょう 下和田 瞭	異常洪水時防災操作実施時の対応と課題
ダム管理	東北地整	いつかいち さやか 五日市 清香	管理ダムの機械遺産認定及びジャパン・ツーリズム・ アワード入賞による広報等の展開について
ダム管理	神奈川県	いずみた つよし 泉田 剛	城山ダムの洪水調節と情報伝達について



河川管理部門発表 【^{奨励賞}】



ダム管理部門発表

部門	組織名	発表者氏名	発表議題
河川管理	新潟県	やまかわ ゆうたろう 山川 雄太郎	堤防等河川管理施設及び河道の点検評価 についての職員研修の取り組み
河川管理	関東地整	exame thingth 徳益 啓祐	排水機場における異質な不具合と対応
河川管理	中国地整	いまい ょうすけ 今井 洋介	再繁茂を抑制する竹林管理技術の検討に ついて
ダム管理	北海道 開発局	ゃの まさあき 矢野 雅昭	自治体と連携した異常洪水時防災操作を踏 まえた防災訓練
ダム管理	山形県	^{ふじはら むねゆき} 藤原 宗幸	荒沢ダムにおける流木処理について
ダム管理	中国地整	**** L/J/C 木村 真二	平成30年7月豪雨における八田原ダムに よる特別防災操作について

下水道ストックマネジメント勉強会

- 福島県の取組(県が自ら市町村に出向いての勉強会)を参考に、都道府県、国(地方整備局)がストックマネジメントに関して一緒に学習しながら、意見交換や情報共有等を通して関係者全員でストックマネジメントのレベルアップを図るため、都道府県で開催する「ストックマネジメント勉強会」を平成28年度から実施。
- 〇 令和元年度は35の都道府県で勉強会を開催するとともに、6つの地方ブロックに分けて意見交換などを実施。
- 勉強会の継続開催により、ストックマネジメントの知見を深めつつ、好事例の発掘や水平展開の場など活用の幅を 広げて、ブロック単位や全国規模での開催に発展させ、全地方公共団体において早期の実践に繋げる。

②好事例や課題の解決策、

最新情報

の水

〇 下水道ストックマネジメントに関する勉強会

全国 同好会

本省 都道府県

- ・各ブロックの代表の都道府県が参加
- ・各ブロック代表の優良事例の共有
- ・課題解決の検討や最新情報等の提供
- ・ストックマネジメントに関する要望の整理

各ブロック 同好会

①好事例や要望及び課題の提案

地方整備局 都道府県 (本省)

- ・6ブロック(北海道東北、関東、北陸中部、近畿、 中国四国、九州沖縄)で開催
- ・各県の優良事例を紹介・代表事例の選定
- ・課題や問題等に関する意見交換

勉強会

都道府県 市町村 (地方整備局)

- ・市町村を対象に都道府県単位で開催
- ・地域の特色を活かしたストマネの学習
- ・好事例の積極的な発掘
- ・日常業務での課題等の提案

勉強会の開催状況



(4)-1)

機の充宝 港湾

港湾施設の維持管理に係る研修の充実

- 〇 維持管理を担当する港湾管理者及び国の職員を対象に、維持管理制度、施設マネジメント及び港湾施設の維持管理に関する実務的事項(点検診断、維持補修工事、維持管理計画等)について研修を実施。
- 〇 令和2年度においては、新たに港湾の施設の点検診断及び維持管理計画策定ガイドラインの参考 資料や、新技術を活用した点検診断について講義を行う予定。

港湾施設維持管理研修

- 〇概要:維持管理を担当する港湾管理者及び国の職員を対象に、維持管理制度、 施設マネジメント及び港湾施設の維持管理に関する実務的事項(点検診断、 維持補修工事、維持管理計画等)について研修を実施
- ○開催時期: 令和元年度は、基礎編1回(5月8~9日)、 応用編2回(5月27日~29日、9月18日~20日)開催。
- 〇開催場所:国土技術政策総合研修所(横須賀第二庁舎)
- 〇講習内容:(1) 維持管理に関する制度と概論
 - (2) 施設点検診断, 点検診断実習・討議、維持補修工事
 - (3) 維持管理計画の策定、劣化予測と総合評価
 - (4) ライフサイクルコスト算定プログラムの演習 等

研修の様子



構義



実習



討論

※令和2年度においても、計3回の開催を予定しており、新たに港湾の施設の点検診断及び維持管理計画 策定ガイドラインの参考資料や、新技術を活用した点検診断について講義を行う予定。

空港施設メンテナンスブロック会議

○目 的

地方公共団体が管理する空港の維持管理を着実に実施するため、国と地方公共団体等が相互に施設の点検等の情報を共有するとともに、 維持管理に係る課題解決に向けた連携・支援を推進することを目的として、平成27年度に『空港施設メンテナンスブロック会議』を設立。

○H27 第1回 開催地;羽田空港 ○H28 第2回 開催地:福島空港、神戸空港 ○H29 第3回 開催地:帯広空港、山口宇部空港 ○H30 第4回 開催地:青森空港、佐賀空港 ○R1 第5回 開催地:秋田空港、那覇空港 ○R2 第6回 開催予定地 未定

開催時の主な内容

【基調講演】

(空港の維持管理のあり方について)

東洋大学理工学部 都市環境デザイン科 福手教授

【主な研修内容】

空港施設メンテナンスの特徴本格的なPDCAサイクルへの移行計画的な維持管理・更新点検基準などの見直し新技術開発の状況職員の技術力の向上地方公共団体への支援



_	【質疑応答】 地方管理空港での課	題
	課題	回答等
	巡回点検において、土木職員が少なく実施に苦慮 している。他空港における実施体制を知りたい。	国管理空港及び地方管理空港の 巡回点検の事例を紹介。
	基本施設係る新技術及び材料等があれば、情報の提供をお願いしたい。	今年度より配信している「空港土木 施設メンテかわら版」等を用い、積 極的に情報提供をする。
	直営施工を想定した「ひび割れ注入工法」等の補 修方法、補修材料について、実技演習を行ってほし い。	国管理空港において使用実績のあ る材料を紹介し、ひび割れ補修材 注入の実演を実施。

【会議後のアンケート結果】

- 現地に専門知識のある職員がいない。人事異動により技術力が向上しない。
- 新技術について、情報は入るが、現場で見る機会が少ない。

【空港における現場研修】

打音調査の実施状況

赤外線カメラの実施状況



ひび割れ補修剤注入を実演



○ 岐阜県では、社会資本の維持管理技術を取得し、発注者・受注者の立場を超え、確固たる高度な技術をもって、地域に密着した貢献をすることにより、健全な社会資本整備を基に安全・安心な県 民の暮らしを下支えする技術者集団として、メンテナンスエキスパート(ME)制度を導入。

岐阜県の社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)について 🗸



岐阜県 道路維持課

MEとは?

■ 社会資本(特に道路)の維持管理技術を習得し、発注者・受注者の立場を超え、確固たる高度な技術を もって、地域に密着した貢献をすることにより、健全な社会資本整備を基に安全・安心な県民の暮ら しを下支えする技術者集団。

設立主旨

- ■岐阜県は、県管理道延長が約4,200km、15m以上の橋梁が約1,600箇所、トンネルが176本であるなど、全国トップクラスの道路施設を管理しているが、今後、これらの高齢化が急速に進行する。
- ■県としては、これらの施設を適切に維持管理するため、点検や補修に関する高度な技術を有する人材の養成に取り組む必要がある。
- ■県内の各地域において、高齢化する社会基盤の維持補修に対応することは、地域の建設産業の活性化の面からも必要であることから、各地域における維持補修に関する高いスキルを持った人材の育成が必要である。

目標

■ 発注者、受注者双方の技術力向上により「安全安心な県土の保全」「地域の活性化」を目指す

経緯

- ■岐阜県は、地域再生計画「MEによる地域再生構想」を内閣府に申請し、平成20年7月に地域再生認 定第15号として認定された。
- ME養成として、岐阜大学は「文科省 科学技術戦略推進費 地域再生人材創出拠点の形成」において「社会基盤ME養成ユニット」の採択を受け、H20からH24の5年間事業を実施。
- H25からは、岐阜大学大学院履修証明プログラムとしてME養成講座を継続して実施。
- H28.2月に、国の「民間技術者資格制度※」に登録された。

※国土交通省が点検・診断等の品質を確保するため、一定水準の知識と技術力を有する技術者資格を登録するもの。

総務省に よる措置 横断的な取組

再掲

- 総務省が技術職員の充実に関する取組を今年度より実施。
- 総務省と連携し、自治体職員が国土交通省の研修を受講することにより技術力を高めるよう、自治体に周知。

技術職員の充実等(市町村支援・中長期派遣体制の強化)

都道府県等







新たな 技術職員群

小規模市町村等で確保 が困難な<u>技術職員※を</u> 都道府県等で増員し、 新たな技術職員群と してまとめて確保

※「技術職員」の範囲

- ・土木技師
- 建築技師
- ・農業土木技師
- ·林業技師



右記(A)・(B)を 同時に実現することを 目指す。

(A)技術職員不足の市町村支援

都道府県等※が

※市町村間連携として、他市町村の支援業務の ために技術職員を増員・配置する市町村を含む

部 平

大規模災害

技術職員を増員し、

市町村支援業務のための技術職員を配置

都道府県等は、下記①~③(毎年度4/1時点)を総務省に報告

- ① 技術職員の増員数
- ② 市町村支援業務に従事する技術職員数
- ③ (大規模災害が発生した場合に)中長期派遣可能な技術職員数



(B)中長期派遣要員の確保

大規模災害が発生した場合、中長期派遣調整の 全体を総括する<u>「確保調整本部」を設置</u> (地方3団体・指定都市市長会と総務省で構成)

- (1)新規分((A)③):確保調整本部で協議して決定
- (2)現行スキーム分:被災自治体からの<u>派遣要請</u>と 全国からの派遣申出を踏まえて決定

⇒ 南海トラフ地震や首都直下地震などの今後の大規模災害に備え、中長期派遣体制を強化

地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用して、「技術職員の増員数」((A)①)の範囲内で、

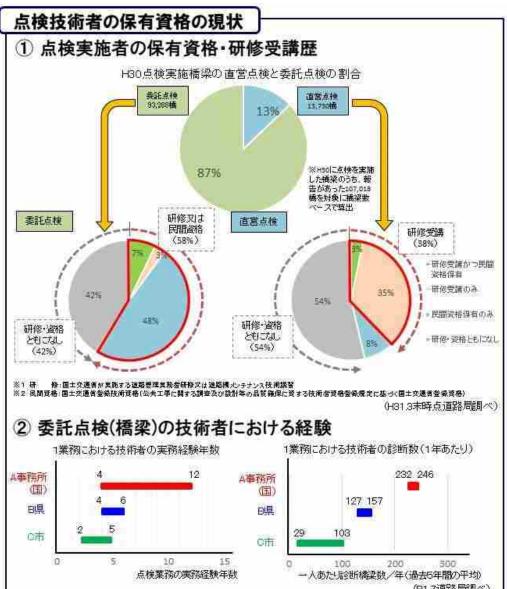
- 「市町村支援業務に従事する技術職員数」((A)②)
- 「中長期派遣可能な技術職員数」((A)③)

のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、普通交付税措置(都道府県分)又は 特別交付税措置(市町村分)(報告数に応じて算定)

点検技術者の質の確保

〇 定期点検要領の改定、民間登録資格(点検・診断)の増加を背景に、点検技術者が備えるべき知識や技術を明確にし、適切な措置に必要な診断を確実に実施できる体制を整備。





インフラメンテナンス国民会議

- 老朽化が進むインフラを計画的に維持管理・更新するためには、予防保全への転換による費用 の平準化・縮減や新技術・データ活用による作業の省人化・効率化を図っていくことが必要。
- インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを 活用し、メンテンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業を育成・拡大することで、持続的・ 効率的なインフラメンテナンスを実現。

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援 会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒

革新的技術の開発と実装の加速

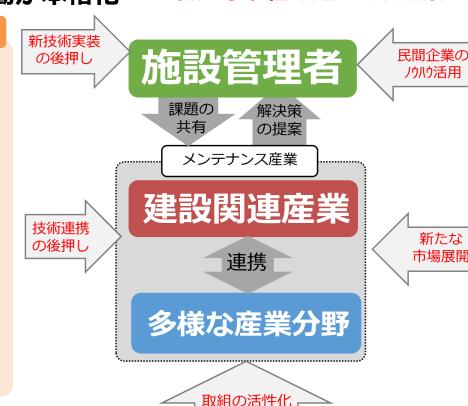
・新技術の試行



■点検診断一 貫システムの 試行



■下水圧送管 路の効率的な 調査方法の試



民間企業のノウハウ活用

自治体の議論の活性化



■新技術導入研究・意見交換会(品川区)

海外市場の拡大

我が国企業の海外展開支援



新たな

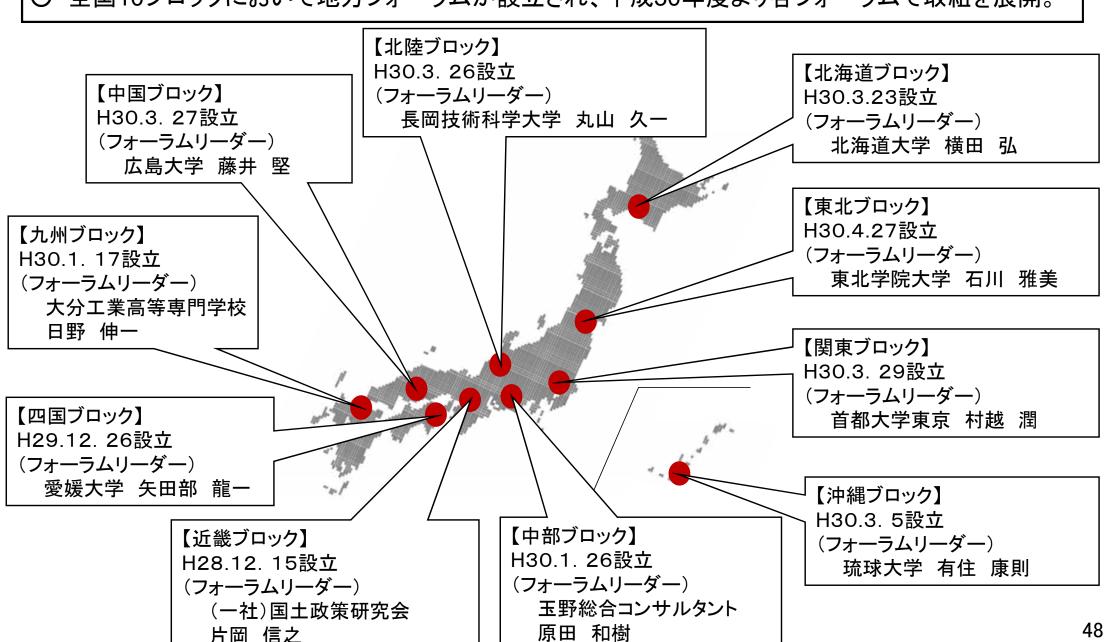
市場展開

ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

「インフラメンテナンス国民会議」の地方展開

横断的な取組

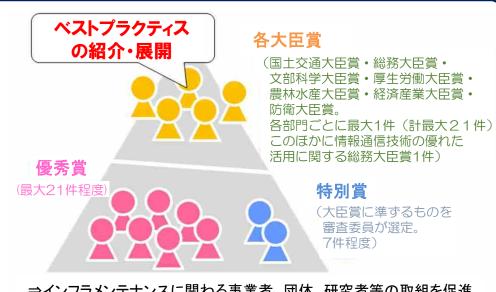
- 地方自治体(ニーズ)と民間(シーズ)のマッチング等を行うため、地方フォーラムを展開。
- 全国10ブロックにおいて地方フォーラムが設立され、平成30年度より各フォーラムで取組を展開。



インフラメンテナンス大賞

○ 国民へのメンテナンスの理念の普及、ベストプラクティスの幅広い展開を図るため、国内のイ ンフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を創 設し、これまでに表彰を3回実施。

インフラメンテナンス大賞の概要 国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、 1 主催者 農林水産省、経済産業省、防衛省 インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア)メンテナンス実施現場における工夫部門 2 表彰対象 イ)メンテナンスを支える活動部門 ウ)技術開発部門 国土交通他6大臣當※/特別當/優秀當 表彰の種類 (※経済産業大臣賞は第4回より設定)



⇒インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進

開催実績

第1回:248件の中から28件の受賞者を決定

第2回:205件の中から32件の受賞者を決定

(東日本旅客鉄道株式会社)

第3回:255件の中から32件の受賞者を決定、令和元年11月7日に表彰式を実施

メンテナンス実施現場における工夫部門

保線におけるIoT技術の実用化とメンテナンスへの応用



モニタリングシステムのパッケージ化

技術開発部門

下水道圧送管路における硫酸腐食筒所の効率的な調査技術





調查実施状況

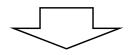
(株式会社 クボタ)

- (5)新技術の活用
 - 1情報収集・マッチング
 - ②技術の評価
 - 3実装
 - 4環境整備

- 新技術導入促進WGでは、新技術の活用によるインフラメンテナンス分野での業務の効率化 や創意工夫によるコスト縮減などを促すことを念頭に、新技術導入にあたり行っている取り組 みを整理し、自治体が新技術を活用する上での課題を検討。
- 令和2年2月12日に第1回を、同6月3日に第2回を開催。

<u>①目的</u>

新技術の活用は、業務の効率化や創意工夫によるコスト縮減などの効果が期待できることもあり、人材や財源に課題を持つ自治体にとって有効な手段の一つとなる。メンテナンス分野において、新技術は一部の自治体で導入されているものの、導入が十分に進んでいるという状況にはなっていない。



本ワーキングでは、自治体が新技術を活用する上での課題を検討し、自治体の新技術導入促進につなげていく。

②メンバー

座長 梶浦 敏範 (一社)日本経済団体連合会

デジタルエコノミー推進委員会 企画部会長代行

委員 伊勢 勝巳 東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員

岩佐 宏一 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会

調査研究委員会 インフラマネジメント研究部会 副部会長

オブザーバー 植野 芳彦 富山市 政策参与

(五十音順、敬称略)

(5) 社会資本メンテナンス戦略小委員会 新技術導入促進WG

③議事概要

開催済み	第1回	令和2年 2月12日	・ワーキンググループの概要・社会資本の老朽化を取り巻く現状と新技術導入の必要性・新技術導入に関する現状と課題	
	第2回	令和2年 6月3日	-現状の取組と今後の方向性	
今後の予定	次回以降		・自治体側のニーズを把握できる仕組みの検討 ・実装に至らなかった事例を収集して課題の分析 等	

※ただし、議事については、今後変更する可能性がある。

規制改革推進会議 成長戦略ワーキング・グループ

- 規制改革推進会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議するため設置。
- 〇 成長戦略ワーキング・グループは、規制改革推進会議の下に令和元年10月に設置され、審議項目の一つとして、デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検を実施中。

く委員名簿>

座 長

大橋 弘 東京大学公共政策大学院副院長

委員

菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

髙橋 滋 法政大学法学部教授

武井 一浩 西村あさひ法律事務所弁護士(パートナー)

谷口 綾子 筑波大学システム情報系教授

専門委員

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

玉城 絵美 H2L, Inc., 創業者、早稲田大学創造理工学研究科特任准教授

村上 文洋 株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベー ション本部ICT・メディア戦略グループ主席研究員

<インフラメンテナンスにおける新技術活用に係る議事の概要>

令和2年4月に開催された規制改革推進会議において成長戦略ワーキング・グループはインフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用に向けた意見を提出。意見には、インフラ所管省庁は、所管施設に関し、新技術導入につながる取組について実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する旨記載。

規制改革推進会議 成長戦略ワーキング・グループ

第4回規制改革推進会議(令和2年4月13日開催)資料2「インフラメンテナンスにおける新技術・ データ利活用に向けた意見」より抜粋。

<実施すべき事項>

長寿命化計画(行動計画)を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設(別添参照)に関し、以下の①~⑦について、現状を把握の上、事業の特性に応じて実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。

- ① 点検要領等において、新技術による代替が可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。
- ② 目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて数値等による性能基準の設定を目指す。
- ③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検 要領等に記載する。
- ④ 新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例 集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法に ついて、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。港湾分野においては、『点検診 断の効率化に向けた工夫事例集(案)』において新技術の具体的な活用事例を示す。
- ⑤ 施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間でデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。
- ⑥ 国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。
- ⑦ 上記①~⑥の取組について地方自治体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方自治体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキング・グループ

- 経済財政諮問会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済全般の運営の基本方針や予算編成の基本方針などの経済財政政策に関する重要事項について調査審議するために設置。
- 経済財政諮問会議の下に専門調査会として経済・財政一体改革推進委員会が設置され、その下に国と地方のシステムワーキング・グループが設置。

く委員名簿>

主 査

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

牧野 光朗 長野県飯田市長

主査代理

羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科教授

委 員

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授

石川 良文 南山大学総合政策学部教授

<インフラメンテナンスにおける新技術活用に係る議事の概要>

令和2年5月に開催されたシステムWGにおいて、国土交通省は、システムWGから求められたテーマとして防災・減災対策、新技術の活用を含むインフラ老朽化対策等について発表。その中で、「予防保全型」のメンテナンスへの転換に加えて、<u>新技術を活用した点検の高度化・効率化を推進しトータルコストの縮減・平準化を図る</u>旨を説明。

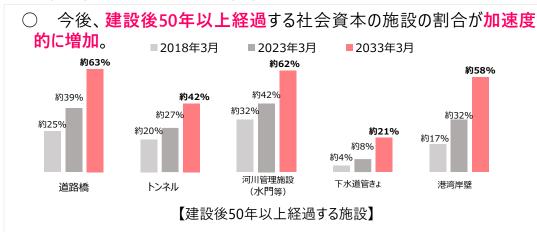
予防保全に基づく持続可能なインフラ管理の実現①

第23回 国と地方のシステムWG 国土交通省説明資料

横断的な取組

- 〇 高度経済成長期以降に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行。例えば、橋梁では早急に修繕等の対策が必要なものだけでも約10%の約7万橋あるなど、緊急的に対応が必要なインフラが多数存在。
- 社会経済活動や国民の安全・安心の確保の基盤となるインフラに対し、その機能に支障が生じる前に対策を 行う「予防保全」型のインフラメンテナンスへ本格的に転換することにより、トータルコストの縮減・平準化が不 可欠。

■ 深刻化するインフラの老朽化



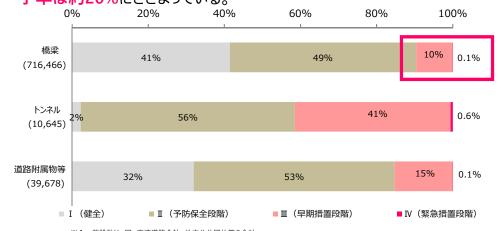
■ メンテナンスコストの増大

- 今後の維持管理・更新を「事後 保全」により行った場合、30年後、 その費用は約2.4倍増加。
- ○「予防保全」に転換した場合、30 年後の維持管理・更新費は約1.3 倍増加。
- 「予防保全」により行った場合、 「事後保全」と比較して、その費用 は約5割縮減。



■ 早期に対策が必要なインフラの現状(道路分野の例)

○ 橋梁については、約72万橋あるもののうち、早急に修繕等の対応が必要なものだけでも約10%の約7万橋。そのうち地方公共団体における修繕の着手率は約20%にとどまっている。



- ※1 施設数は、国、高速道路会社、地方公共団体等の合計
- ※2 ()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成30年度末時点で診断中の施設を除く)
- ※3 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

【橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分の割合】





橋の裏側の鉄筋露出

【橋梁の損傷事例】

橋脚洗掘

予防保全に基づく持続可能なインフラ管理の実現②

第23回 国と地方のシステムWG 国土交通省説明資料

横断的な取組

- 各分野においても、「予防保全」型のインフラメンテナンスに転換するために、早期に措置が必要な施設が多数存在。
- 多くのインフラを管理する市町村では、土木部門の職員数が減少傾向にあり、また、土木費は平成5年度と比較して約半分に減少している状況。
- 〇 地方公共団体等が、老朽化対策を計画的・効率的に実施するための支援が必要。

■ 各分野における早期に対策が必要な施設数

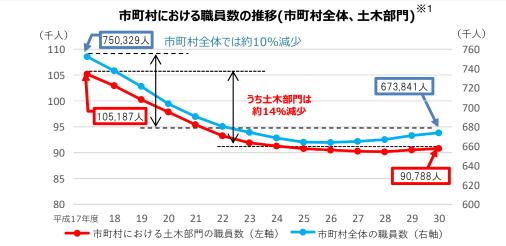
	分野※2	点検対象施設数 ^{※3}	うち 要緊急対策施設数
	橋梁	717,391施設(H31.3.31)	69,051施設(H31.3.31)
道路	トンネル	10,718施設(H31.3.31)	4,416施設(H31.3.31)
	道路附属物等	39,873施設(H31.3.31)	6,062施設(H31.3.31)
河川※4		堤防:約14,300km 樋門・樋管、水門:約8,500施設 (R2.3.31)	堤防:約3,600km 樋門·樋管、水門:約1,800施設 (R2.3.31)
砂防		砂防設備:約83,000基 地すべり・急傾斜:約37,000区域 (R2.3.31)	砂防設備:約3,000基 地すべり・急傾斜:約6,000区域 (R2.3.31)
海岸(海岸堤防等)		約5,900km(H31.3.31)	約780km(H31.3.31)
下水道(管路施設)		4,274km(H31.3.31)	11.6km (H31.3.31)
港湾		58,839施設(H31.3.31)	10,178施設(H31.3.31)
空港	(土木施設※5)	80空港(H31.3.31)	7 空港(H31.3.31)
航路標識		2,400施設(H31.3.31)	267施設(H31.3.31)
公園		86,662施設(H31.3.31)	21,480施設(H31.3.31)
公営住宅		2,162,484戸(H31.3.31)	1,150,506戸(H31.3.31)
官庁	施設	9,283施設(H31.4.1)	743件 ^{※6} (R1.8.20)

※ 1:各施設数は括弧内の時点の数字 ※ 4:点検対象施設数、要緊急対策施設数は直轄施設のみ

※2:要緊急対策施設がない分野は除く ※5:空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)

※3:点検対象施設数には点検未了のものも含む ※6:老朽を理由とした修繕計画のうち、緊急を要すると判定された計画の件数

■ 市町村における職員数と土木費の推移



※1:地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。



地方公共団体等への支援 ~財政的支援(防災・安全交付金)~

第23回 国と地方のシステムWG 国土交通省説明資料

横断的な 取組

○ 長寿命化計画の策定を防災・安全交付金による老朽化対策の支援要件とし、地方公共団体 による計画的・効率的な老朽化対策を支援。

令和2年度予算 1兆 388億円

※臨時・特別の措置(令和2年度:2,541億円)を含む。

<インフラ長寿命化計画を踏まえた対策(イメージ)>



■ 道路メンテナンス事業補助制度の創設

〇 概要

高度経済成長期に整備した道路施設の老朽化が急激に進んでおり、 例えば橋梁では、建設後50年経過する橋梁の割合が、現在は25%で あり、10年後には50%に急増する。

平成26年度から平成30年度までの一巡目の点検において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁は、全体の約1割(約7万橋)存在する。

このうち、点検結果を踏まえて平成30年度までに修繕に着手した橋梁は、地方公共団体管理で20%にとどまっており、措置が遅れている状況となっている。これらに対して、早急に対策を実施できるよう地方に対して計画的かつ集中的に支援を行う必要がある。

- ▶ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定·公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた事業を支援

(国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る。)

長寿命化修繕計画

〇〇市

橋梁

長寿命化修繕計画【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名 ·延長
- ·判定区分



 $\Diamond \Diamond \varphi$

トンネル

長寿命化修繕計画【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名·延長
- ·判定区分
- ·点検・修繕実施年度·修繕内容·対策費用



〇〇市

道路附属物等

長寿命化修繕計画 【個別施設計画】

記載内容

- ·施設名·延長
- ・判定区分
- ·<u>点検·修繕実施年度</u> ·修繕内容 ·対策費用 3



道路メンテナンス事業

・ 地方公共団体が管理する橋梁、トンネル等が対象

橋梁の例 -----





損傷状況(鉄筋露出)



修繕の様子(断面修復)





損傷状況(うき・漏水)



修繕の様子(剥落対策)

国と地方のシステムWG 国土交诵省説田資料

河川

再掲

○ 地方公共団体が実施する大規模施設(水門、排水機場、砂防堰堤等)の更新・改良に対し、 計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。 令和2年度予算:308億円(事業費)の内数

■大規模更新事業等の創設

高度経済成長期等に整備してきた施設の多くが、供用後50年以上 経過し老朽化が進行しており、今後さらに増加する見込み

これまでも防災・安全交付金によって、都道府県等が行う老朽化対策 を支援してきたところであるが、個別補助制度によって、より計画的か つ集中的に予算措置を講じることにより、都道府県等が着実な維持管 理・更新に取り組んでいけるよう支援が必要。

- 〇地方公共団体は、長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 〇水門、砂防堰堤等の個別施設毎に記載された計画に位置付けられ た事業を支援









大規模更新事業等

地方公共団体が管理する排水機場、砂防堰堤、水門、雨水 ポンプ場等が対象。

【排水ポンプ設備更新の例】







【その他の施設例】



砂防施設(砂防堰堤)



海岸保全施設(水門)



効率的なインフラメンテナンスの実施に向けた取組~新技術の導入促進~

│ 第23回 │ 国と地方のシステムWG │ 国土交通省説明資料 横断的 な取組

- ○「予防保全」型のインフラメンテナンスへの転換に加え、新技術を活用した点検の高度化・効率化を推進し、メンテナンスに係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
- また、新技術の発信と社会実装を目的として、産学官民が情報交換を行う「インフラメンテナンス国民会議」等を活用し、新技術の導入促進を図る。

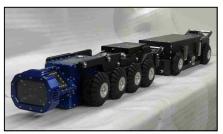
新技術を活用した点検の高度化・効率化



桟橋上部工下面の点検診断ロボット



道路橋の損傷写真を撮影するカメラを搭載したドローン



下水道管路の欠陥を画像認識技術により 自動検出するロボット

民間企業の

ノウハウ活用

インフラメンテナンス国民会議

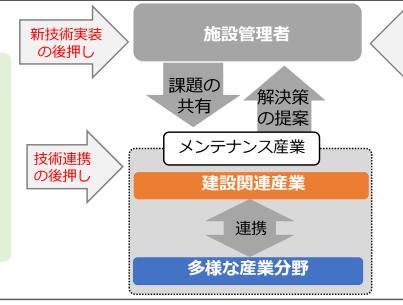
産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」において、新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援

革新的技術の開発と実装の加速

・新技術の試行



■下水圧送管路の効率的な調査方法の試行



民間企業のノウハウ活用

・新技術導入に向けた自治体の 議論の活性化



■新技術導入研究・意見交換会(品川区)

インフラメンテナンス国民会議 技術マッチングに関する取組概要

横断的な取組

- 施設管理者のニーズや課題に対し、ピッチイベント・フォーラム等により解決のシーズ技術を 掘り起こし、オープンイノベーションにより技術開発を促進。
- 技術開発にあたり企業マッチングや現場試行等をコーディネート。
- セミナー等の技術紹介等を通じ、開発した技術の社会実装を後押し。

ピッチイベント・フォーラム等

「IoTの活用、ビックデータの活用 など]

〈テーマ〉陸上・水中レーザードローン

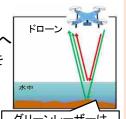
200m間の河川の形状が不明

- 現在のドローン測量では植生下
- 航空レーザー測量はコスト大

面的連続データによる河川管理へ

航空レーザー測量システムを 超小型化し、ドローンに搭載 グリーンレーザーにより水中 も測量

低空からの高密度測量



グリーンレーザーは 水中を透過する

セミナー・シンポジウム等

■道路舗装診断の地方公共団体現場における実践事例セミナー 技術開発の進んできた道路路面性状の効率的把握技術について、 現場での実践事例の紹介と技術比較を行うセミナーを開催 参加者:約400名(本会場約150名、サテライト会場約100名、

ウェブセミナー 約150名)





■AI時代のインフラメンテナンスとビッグデータのあり方セミナー 参加者:約500名(Webセミナーを含む)

企業マッチングや現場試行

■ 企業マッチング(企業の連携、技術の融合)

路面性状把握技術の海外展開

富士通交通・道路データサービス

Increment P PERCENT SOUCH インクリメントP

海外での技術適応性評価と 新たな道路関連情報サービ スの実現を目指し「舗装劣化 状況把握技術の実証実験」 をタイで実施



■ 現場試行等

路面性状把握技術



V TOSHIBA Leading Innovation >>>



カメラによる舗装ひび 割れ解析技術を試行し、 約30kmの解析を実施



樹木管理技術







非破壊かつ、スピー ディーに腐朽診断が 可能な技術を試行



下水道点検調査技術







下水道本管から取付管を 調査するTVカメラシステム を試行



国による新技術導入に係る取組 NETIS(新技術情報提供システム)

横断的な取組

- NETIS(新技術情報提供システム)への登録拡大を行うことで、新技術の活用を促進。
- NETIS登録された新技術を活用することによる工事成績のインセンティブ等の付与。
- テーマ設定型(技術公募)により技術比較表を作成し、新技術の選定を支援。

NETISへの登録

- 民間事業者等により開発された新技術について、NETISへの登録を拡大することで、自治体発注者、設計コンサルタントや建設業者に広く周知を図ることができる。
- NETISには、維持管理に資する新技術も登録されている。



NETIS登録・活用によるメリット

《開発者:登録のメリット》

NETISに登録すると、**活用検討機会の増加**、新技術活用時に効果等を調査、**事後評価で技術改善のヒントが得られる**等、技術のスパイラルアップにつながる。

《施工者:活用のメリット》

試行申請型(請負契約締結後提案の場合)及び施工者希望型により施工者が新技術の活用を提案し、実際に工事で活用された場合は、**活用の効果に応じて工事成績評定での加点**対象となる

テーマ設定型(技術公募)による技術比較表作成

- 現場ニーズに基づき設定した技術テーマに対して応募のあった技術 について、同一条件下での現場実証等を実施
- 現場実証等の結果に基づき、発注者が技術選定に活用するため の技術比較表を作成、



〈参考〉技術比較表(路面性状を簡易に把握可能な技術)



○ 定期点検要領を改定し、「近接目視により把握するか、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うと判断した方法により把握しなければならない。」を追加し、定期点検における近接目視を補完、代替、充実する新技術の現場導入を積極的に推進。

新技術の活用による点検方法の効率化

○ 定期点検における近接目視を補完、代替、充実する新技術の現場導入を積極的に推進

【定期点検要領改定】

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、<u>近接目視により把握するが、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。 ※赤尹は今回の点検方法見直しておいて追加</u>



【近接目視を補完・代替・充実する技術の活用】

- 「新技術利用のガイドライン」や「点検支援技術性能力タログ」を作成
- 平成31年2月時点で16技術を性能力タログに掲載。

【点検支援技術性能カタログ(16技術)】



・ 橋梁の損傷写真を 撮影する技術 【7技術】

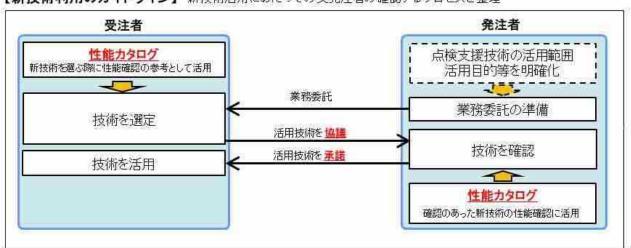


← トンネルの変状写真を 撮影する技術 【4技術】

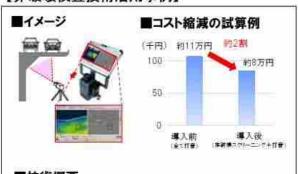


コンクリートのごき・ はく離を 非破壊で 検査する技術 【5技術】

【新技術利用のガイドライン】 新技術活用にあたっての受発注者の確認するプロセスを整理



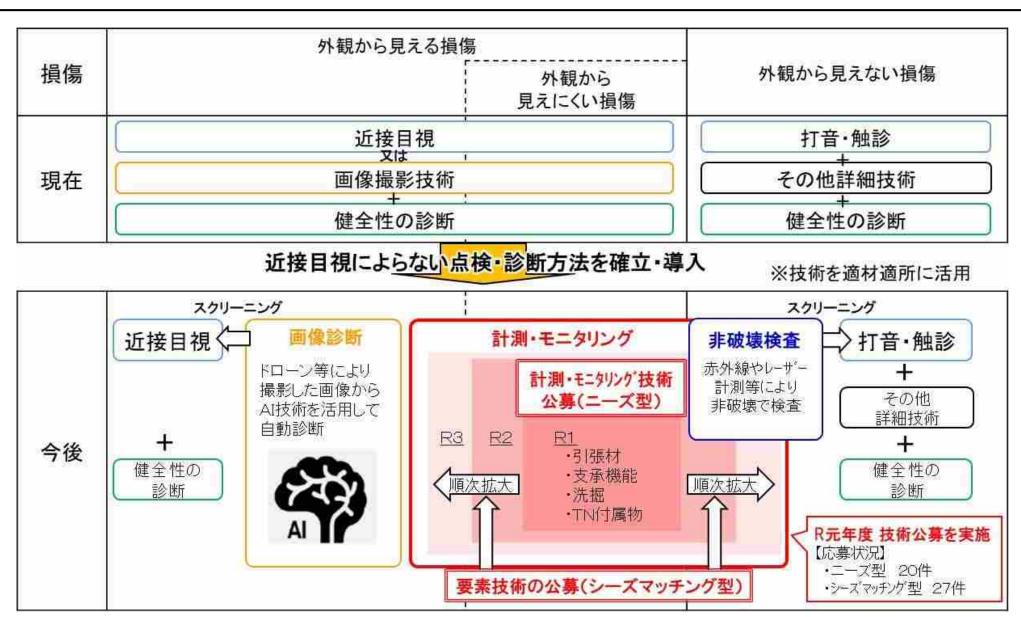
【非破壞検査技術活用事例】



■技術概要

橋梁等のコンクリート構造物において、鉄筋腐食に伴い発生する剥離や一度 (コンクリート内部の剥離ひび割れ)を、遠望非接触にて赤外線法により 検出する技術

○ 今後の点検方法の開発については、広く公募を行うことで、新技術を活用した点検・診断技術の開発、計測・モニタリング技術の検証を進め、近接目視によらない点検方法をベストミックス。



○ 企業等が持つ先端技術を現場に速やかに導入することを目的とした、官民連携プロジェクト (「革新的河川技術プロジェクト」)。オープンイノベーション型技術開発により、河川行政における技術課題や政策課題の解決を図る。

フェーズ1:参加企業等の募集

フェーズ2:開発チームの結成・事業計画書作成

- ① ピッチイベント※に参加する企業等の選定
- ② ピッチイベントの実施
- ③ 開発チームを結成
- ④ 事業計画書作成

※技術開発アイデアの想起や新たなビジネスパートナーの マッチング等の誘発を図るイベント

フェーズ3:機器開発・フィールド調整

フェーズ4:現場実証

フェーズ5:実装化(現場への導入等)





○ 国土交通省が、革新的河川技術プロジェクト(第1・2弾)として、平成31年3月までに危険管理 型水位計、全天候型ドローン、陸上・水中レーザドローンを開発。

危機管理型水位計(H29.12完了)

洪水時のみの水位観測に特化した低コストな 水位計を開発し、都道府県や市町村が管理する 中小河川等への普及を促進し、水位観測網の 充実を図る。

全天候型ドローン(H30.3完了)

ヘリコプターは風速数mで飛行が困難となること から、強風下で飛行可能なドローンを開発。天候 の回復を待つこと無く、迅速な状況把握を実施 する。

陸上・水中レーザドローン(H31,3完了)

航空レーザー測量で行っていた三次元データ 取得を、「陸上・水中レーザドローン」を開発する ことで、災害時などに効率的かつ迅速に計測す るなど、河川管理の高度化・高精度化を図る

【特徴】

省スペース(小型化)

▶ 橋梁等へ容易に設置が可能

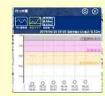
洪水時のみ観測することでコストの低減

- ▶ 機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開 発によるコスト低減
- ▶ 洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量 を低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減
- ▶ 機器費用は、100万円/台以下 ※ ※従来型の1/10程度のコスト(設置費込みで比較)





設置状況



危機管理型水位計による水位情報の提供

- ▶ 平成29年12月開発プロジェクト完了
- ▶ R1.12現在約6,600台設置済

【特徴】

強風下でも飛行が可能

▶ 風速20m程度の強風下でも飛行可能





全天候型ドローンによる状況把握(H30.7)

- ▶ 平成30年3月開発プロジェクト完了
- ▶ R2.4現在35機配備済(R元年度完了)

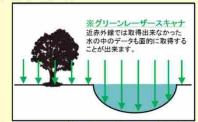
【特徴】

グリーンレーザスキャナを搭載

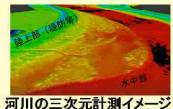
▶ 従来の航空レーザ測量システムで使用するス キャナを大幅に軽量・小型化

持ち運びが容易

- ▶ ドローンへの搭載が可能となり、被災箇所など限 定的な範囲を効率的かつ迅速に計測可能
- ▶ 配備された河川だけで無く、被災地域への応援 でも効果を発揮



グリーンレーザスキャナによる計測イメージ



- ▶ 平成31年2月開発プロジェクト完了
- ▶ R2.4現在11機配備済(R元年度完了)

革新的河川技術プロジェクト第3弾 簡易型河川監視カメラ (平成31年3月開発完了)

河川

- 国土交通省が、革新的河川技術プロジェクト(第3弾)として開発。(平成30年3月募集開始、平 成31年3月開発完了)
- 〇 全国で約3700箇所に設置予定。(令和2年度完了予定)
- 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所に「簡易型河川監視カメラ」を設置し、河川 状況を確認することで、従来の水位情報に加え、リアリティーのある洪水状況を画像として住 民と共有し、適切な避難判断を促す。

【特徵】

屋外に容易に設置

➤ 無線式の場合は電源·通信ケーブルの確保 不要)

機能を限定しコストを低減

 ズームや首振り機能は削除。機器本体価 格は、30万円/台程度

インターネットを経由して画像を収集

▶ 簡易型水位計のデータと併せて一般に提供 を予定。



配信イメージ

	簡易型河川監視カメラ	従来CCTVカメラ
イメージ 写真		
画像	静止画(HD)	動画(HD)
通信方式	無線 (LTE等)	有線 (光ファイバー)
電源	太陽電池等	商用電源
その他	5分おきに静止画を送信	首振、ズーム等可 ワイパー有
価格※	3 0 万円程度	300万円程度

従来型との比較

- 洪水時の流量観測は、浮子観測を基本としているが、近年、洪水が激甚化する中で、観測員が待避を余儀なくされ観測が困難となる事案が頻発。また、観測が昼夜、長時間に及ぶため、人員確保も課題。
 - ⇒流量観測の無人化、省力化技術の開発や新技術を活用した流量観測の現場実装を促進。

■現状(浮子観測)



■課題



2013年台風18号では、桂川で氾濫により観測員が退避。



浮子観測では、最低5人程度の観測 員が必要。長期化する場合、交代要 員も必要。

■流量観測の無人化・自動化技術



画像処理型流速計測法





■今後のスケジュール

2019年7月~ 現場実証開始

2021年4月~ 現場実装予定

砂防

〇 国土交通省では新技術の活用に向けて、UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術」の要求性能に対する意見募集結果と技術公募についてを実施。



「UAV 等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術」の 要求性能に対する意見募集結果と技術公募について

~新技術の活用に向けて~

(一財) 砂防・地すべり技術センター (以下、STC) では、『UAV 等を用いた砂防堰堤の 自動巡回・画像取得技術 』の要求性能に対する意見 (意見募集期間 平成 30 年 11 月 26 日~12 月 26 日) を踏まえ、性能評価項目、試験方法、事前調査票の見直しを行いました。これを元に 新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型(技術公募)※」にて、本技術を平成 31 年 1 月 18 日から平成 31 年 2 月 18 日まで公募します。

※「テーマ設定型(技術公器)」; 戦場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた 新技術を公募して実現場で活用・評価を行う方式

<意見募集の結果について>

- 1. 募集結果 別紙のとおり
- 要求性能に対する意見募集結果等 実施機関HP (http://www.stc.or.jp/) にて公表します。

<技师公募について>

- 1. 募集期間 平成31年1月18日(金)から平成31年2月18日(月)
- 要求性能に対する意見募集結果、公募要領、応募様式 実施機間HP(http://www.stc.or.ip/)よりダウンロード

なお、本技術の「テーマ設定型(技術公募)」の実施は、平成30年6月末に第三者機関 等として設定されたSTCが行うものです。

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター (STC)

TEL: 03-5276-3271 (代表) FAX: 03-5276-3391 E-mail: sabo-uav@stc.or.jp ※公募要領等の取得および公募に関するお問い合わせは、実施機関HP (http://www.stc.or.jp/) もしくは上記連絡先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

新技術活用システム及びNETISについて 国土交通省 大臣官房 技術調査課 渡邉 (22343)。石田 (22346) TEL 03-5253-8111 (代表) 03-2523-8125 (連通) FAX: 03-5253-1536

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

下水道

- エネルギー需給の逼迫や地球温暖化の進行、社会資本ストックの老朽化といった社会背景を踏まえ、下水道事 業においても革新的技術によるエネルギー利活用の効率化や施設更新のコスト低減等を推進する必要がある。
- 下水道における革新的技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、 ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金も活用しつつ、全国展開を図る。

*B-DASHプロジェクト: Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project

革新的技術の全国展開の流れ

民間企業

■ 低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策等を実 現する革新的技術の開発



国土交通省

B-DASHプロジェクト

- 地方公共団体の下水道施設において、革新的技術の普及可能性等を検 討すると共に、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置し、技術の 適用性等を検討・実証
- 当該新技術を一般化し、ガイドライン化

<国土交通省>

予算の範囲内で、社会資本整備総合交付金、 防災:安全交付金を活用し導入支援

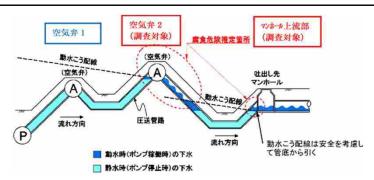
地方公共団体

■ 革新的技術を全国の下水道施設へ導入

B-DASHプロジェクトの事例

■下水道圧送管路における硫酸腐食筒所の効率的な調査技術

点検調査が困難な圧送管路を対象に、硫化水素に起因する腐食箇所の 絞り込み手法、及び腐食の有無を診断する技術について、当該技術の 性能及び導入可能性を確認する。(事業実施者: (株) クボタ)



ーニングによる腐食危険推定箇所の抽出イメージ



ガイド挿入式カメラを使った調査風景

○ インフラ施設の適正管理等を推進するため、都道府県及び市町村における使節の手県の効率化・充実に資するICTデータベースシステム及びドローンの導入に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じる。

点検におけるICTデータベースシステム・ドローンの導入に係る地方財政措置

インフラ施設の適正管理等を推進するため、都道府県及び市町村における施設の点検の効率化・充実に資するICTデータベースシステム及びドローンの導入に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じる。

1. 措置対象

○ 都道府県及び市町村において、対象施設で用いるICTデータベースシステム又はドローンの導入に要する経費

	ICTデータベースシステム	ドローン
内容	・タブレット等(写真撮影・データ入力が可能)と連動し、点検・維持補修等に関するデータを記録・保存して一元管理するデータベースシステム・施設位置の把握・探索に係る時間の削減、点検結果の入力・出力の省力化、点検・維持補修等に関するデータの蓄積・集計・分析の効率化等が期待できる	・遠隔操縦又は自律で移動するカメラ・GPS を備えた小型の無人航空機(Unmanned Aerial Vehicles(UAV)) ・短時間で俯瞰的に施設を確認可能、点検 中の施設の利用に与える影響の軽減、点 検者の安全確保等が期待できる
措置対象施設(※)	河川管理施設、港湾施設等	河川管理施設、港湾施設等

※施設の所管省庁が導入を推奨しているもの

2. 要件

- ICTデータベースシステム又はドローンを導入する施設の個別施設計画を策定済みであること
- (市町村分のICTデータベースシステム) 都道府県と連携したもの又は複数市町村で連携したもの 等

3. 措置率

50%

4. 期間

平成31~35年度

出典:総務省

72

- 人員や財源が限られる中、防護機能を確保しつつ維持管理を実施するためには、効率的な 点検等の仕組みが必要。
- タブレット、HMD(ヘッドマウントディスプレイ)を活用した点検など、維持管理の効率化の事例を充実。
- ○タブレット端末とAR技術を利用して、ユーザーに映像と音声で操作場所や操作方法をナビゲーションするとともに、操作の記録も同時に行うことができる。
- ○また、HMD(ヘッドマウントディスプレイ)を使用し、故障や不具合の発生現場にいるユーザー目線の映像を遠隔地のPC上で共有し、専門職が遠隔地からでも的確な指示を行うことができる。





操作支援のイメージ(左:タブレット 右:ヘッドマウントディスプレイ)

離岸堤等の点検における新技術の活用

○ 離岸堤等の点検における新技術の活用として、ALB(Airborne Laser Bathymetry:航空レーザ測深)による三次元地形計測を導入。

(1) ALB (Airborne Laser Bathymetry: 航空レーザ測深)による三次元地形計測

航空レーザ測深は、航空機に搭載した測深機から水中を透過する緑波長のレーザ光(グリーンレーザ)を照射して、陸水部の標高を面的に取得する手法であり、陸、海底・河床の高詳細・高精細な3次元地形を取得できる。

それにより、海底地盤の洗掘や、ブロックの移動・沈下・散乱等の変状を定量的に把握することができる。

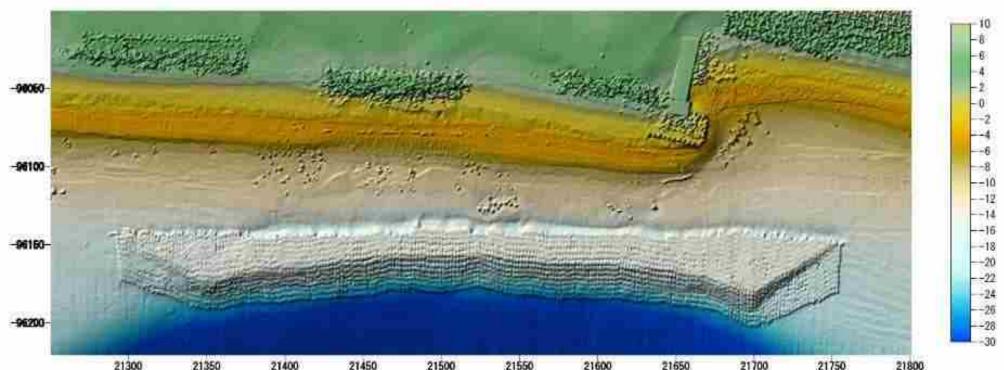


図 ALB(航空レーザ測深)とナローマルチビームによる三次元地形計測の事例(0.5mメッシュ)

出典:国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

離岸堤等の点検における新技術の活用

〇 離岸堤等の点検における新技術の活用として、UAVによる人エリーフの簡易な点検方法の検討で三次元形状を推定。

(2)UAVによる人工リーフの簡易な点検方法の検討

UAVによる人工リーフの簡易な点検方法を検討することを目的として、撮影した静止画を色調の補正を行った上で三次元形状復元計算を行い、異常値を除去して見かけの水深に補正係数を乗じることで真の水深の推定という手順で、一定の精度で人工リーフの三次元形状を推定できる。

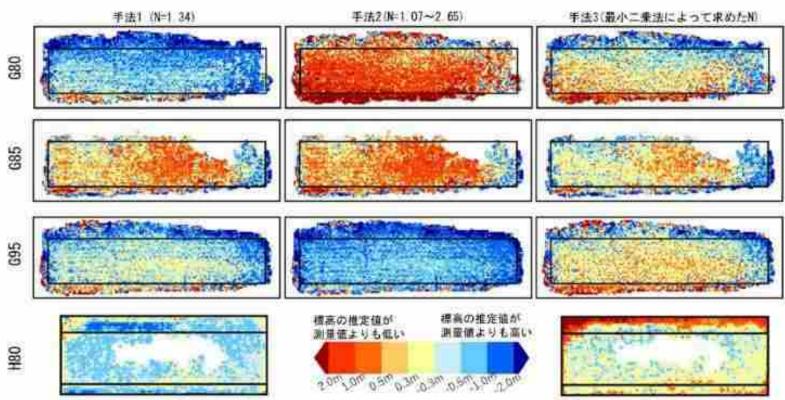
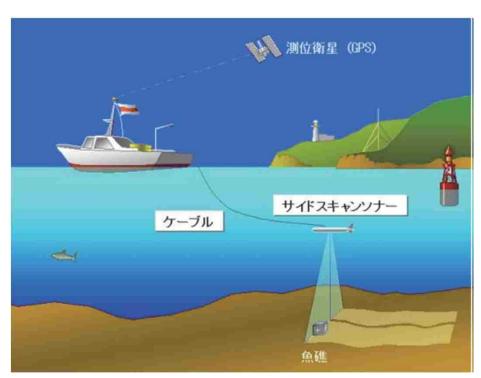


図 水深補正後の標高の推定値の誤差の平面分布(各図の中央の黒枠内が人工リーフの天端面)

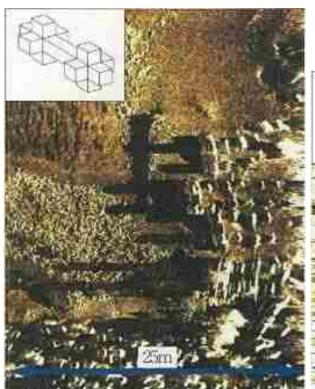
出典:UAVを用いた人工リーフの形状把握における海面での屈折の影響の補正法に関する検討:浜口耕平・加藤史訓・橋本孝治・ 小金山透, 土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.74,No.2,I_1429—I_1434,2018. ○ 離岸堤等の点検方法における新技術の活用として、サイドスキャンソナー音響探査(水中調査)を導入。

(3)サイドスキャンソナー音響探査(水中調査)

サイドスキャンソナーは、音波パルスを発振し、海底の様々な物体から反射してくる反射波の強弱を解析し、イメージ画像を作成するシステムである。







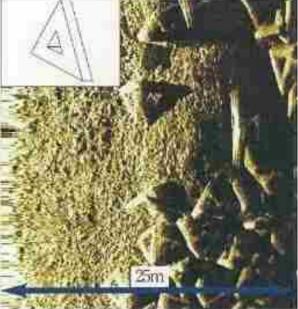


図 サイドスキャンソナーによる調査事例

出典:河川砂防技術基準 調査編(H26.4)

出典:北陸地方整備局信濃川河川事務所

下水道分野における新技術活用の取組

下水道

〇 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により効率的な管路点検に関する実証を実施。

管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及びプロファイリング技術

- 地上から管渠内部を確認できる管口カメラを用いて管内を概略判定
- 直視のみのカメラを用いて調査、展開図による管理、管路形状の自動認識



高度な画像認識技術

• 最新の画像認識技術、センシング技術を活用し、下水道管路の欠陥を自動検出



展開広角カメラ調査と衝撃弾性波検査技術

• 広角カメラによる調査速度の向上、衝撃弾性検査法による既設管の劣化度診断を行い調査を効率化





下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術

- 腐食危険推定箇所を机上スクリーニングにより絞り込み
- 空気弁からのビデオカメラ調査により腐食有無を判断可能



○ 新技術導入に係る取組として、桟橋上部工下面の点検ロボットを開発。

港湾分野: 新技術を用いた点検診断実施事例等を整理して、点検診断ガイドラインの参考資料として掲載。 (令和2年3月公表)



桟橋上部工下面の点検診断ロボット(ROV)

点検者の安全を確保しながら効率的に部材の変状を把握!

PARI-ROV

特徴1 点検時間を短縮

特徽2

点検コストを縮減

微3 撮影画像には位置情報を付帯し、汎用ソフトにて3D化が可能

■概要・スペック

- ·GPS利用不可の桟橋下でも測位可能
- ・狭い空間や夜間でも点検作業可能
- ・陸上から作業中の位置を把握可能

・レーザレンジファインダー(前後各1基)レーザで周囲を探索し杭を検出



■ユーザーの声 ・従来より早く安全に桟材が小さくなると思われる

- ・従来より早く安全に桟橋上部工の点検ができるので、岸壁利用への影響が小さくなると思われる。(港湾管理者)
- ・撮影画像が3D化できるので、部材の状況が確認しやすい。(港湾管理者)

■メディア掲載情報

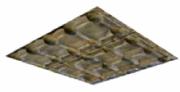
- ·日刊建設工業新聞(2017年1月27日) ·静岡新聞(2017年1月31日)
- ・日経コンストラクション(2017年3月13日)

■問合せ先: 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 TEL:046-844-5062、HP: https://www.pari.go.jp/unit/lcm/sip.html

■活用実績・予定等

・名古屋港・清水港(2017年)、川崎港・小名浜港・千葉港(2018年)にて 実証実験を実施。3D画像から展開図を作成し、点検帳票の形式に出力 できる報告書作成支援ソフトを開発中。





ROVによる撮影状況

撮影画像の3D化

○ 労働力不足に対するメンテナンスの取り組みとして、安全に「少ない人数」でメンテナンスができるよう、設備の強靱化、設備のシンプル化の取り組みを進めている。

労働力不足に対するメンテナンスの取り組み

- 労働力不足に危機感を持ち、安全に「少ない人数」で、メンテナンスができるよう 取り組みを進めている
- ○設備の強靭化

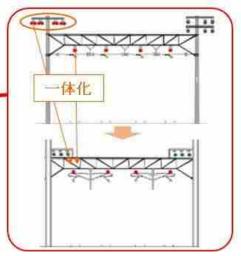






○設備のシンプル化





○ 労働力不足に対するメンテナンスの取り組みとして、安全に「少ない人数」でメンテナンスができるよう、機械化(まくらぎ交換)、新規開発・機械化(電柱交換)の取り組みを進めている。

労働力不足に対するメンテナンスの取り組み

○機械化(まくらぎ交換)







〇新規開発·機械化(電柱交換)







(5)-4-1)

新しい新幹線用トンネル覆工表面撮影車の導入(JR東日本)

鉄道

○ JR東日本では、トンネル覆工表面の状態を効率的に把握することを目的として、新幹線用車両の老朽化に伴い、従来よりも高精度かつ高速走行で撮影可能な新たな車両を開発し導入。

J 月東日本ニュース



2020 年 1 月 16 日 東日本旅客鉄道株式会社

新しい新幹線用トンネル覆工表面撮影車の導入について

沢東日本では、トンネル優工表面の状態を効率的に把握することを目的として、トンネル優工表面撮影車を2000年から導入しております。このたび、新幹線用の車両の老朽化に伴い、従来よりも高精度かつ高速走行で撮影可能な新たな車両を開発し導入いたします。

1. トンネル復工表面撮影車の概要

・原東日本のトンネル検査では、トンネル優工表面のひび割れなどの変状情報を認示し、活用しています。変状情報を効率的に把握するため、センサによりトンネル優工表面の状態を画像として記録できる専用車両(通称:Tul.15[®])を練路上に走行させ、ひび割れなどのデータを取得しています。 銀 Tul.13 は Turriel Lining Scanning Car の結

2. 新型車両の特殊

(1) 高精度なデータの取得

今回導入する新型車両には、トンネル覆工表面の2次元の面像データと3次元の形状データを1 m間隔で同時に取得可能なセンサを搭載しています。スリット状のレーザー光をトンネル覆工表 面に囲射し反射光をカメラで撮影することで、トンネル優工表面の画像および凹凸情報を直精度 に取得できます。

(2) 計測速度の向上

計測装置の変更に伴う処理速度の向上により、従来の約2倍となる計測速度 20km/h で高精度な データを取得することができるため、計測作業の効率化が図れます。

(3) 今後のひび割れ抽出の自動化に向けた機能の適加

従來は、人が趨影画像からトンネル覆工表面のひび割れなどの変状情報を判読し、図化していました。ひび割れの把握の効率化と今後の自動化を目指し、新型車両で得られるトンネル覆工表面の凹凸情報を用いたひび割れ抽出の補助機能を追加導入しました。

3. 今後の予定

- (1) 新幹線トンネルを対象とし、2020年2月上旬以降、順次計測を開始します。
- (2) 新たに取得するトンネル優工表面の形状データを活用し、より効率的で高度化したトンネル検査の実現を目指していきます。



〇 JR東海では、構造物検査のため新しく、新幹線トンネル覆工表面撮影車、在来線トンネル覆工変状検知装置を更新。



新幹線:トンネル覆工表面撮影車

TVR: Tunnel lining Visual Recording wagon

在来線:トンネル覆工変状検知装置

トンネラス: Tunnel Lining Analysing System

※画像はHPより引用

·導入時期

新幹線2014年(平成26年) 在来線2005年(平成17年) 初号機はそれぞれ2000年、1999年に導入

·撮影方法

新幹線:エリアセンサカメラにより連続画像を撮影在来線:ラインセンサカメラにより連続画像を撮影

·写真 上: 在来線用 右: 新幹線用

・ひび割れ検出

新幹線:幅0.5mm程度 在来線幅1.0mm程度

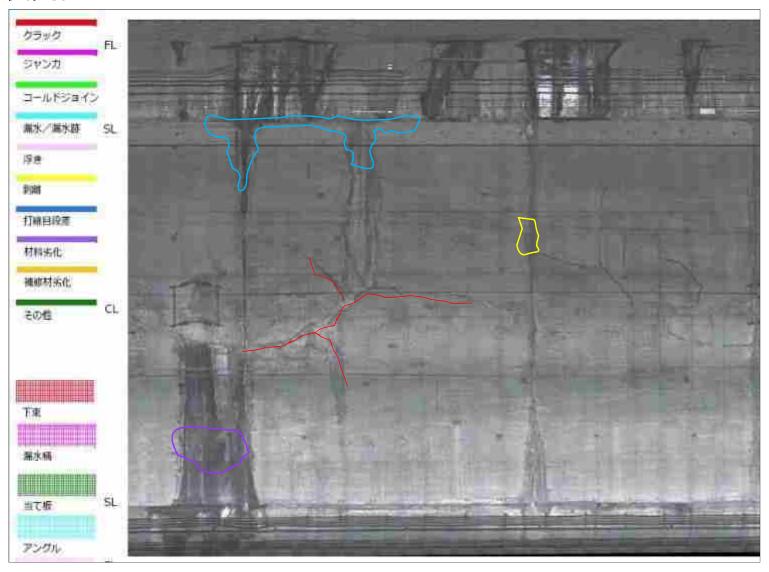
- ·撮影速度 新幹線30km/h、在来線5km/h
- ·撮影周期 新幹線·在来線1回 / 2年





〇 JR東海では、構造物検査のため新しく、新幹線トンネル覆工表面撮影車、在来線トンネル覆工変状検知装置を更新。

トンネル変状展開図



○ JR西日本では、トンネル覆工表面検査システムを導入。



- ·幹:2002年(H14) 在:2005年(H17)導入
- ・レーザスキャナにより連続画像を撮影
- ・写真は新幹線用
- 1.0mm程度のひび割れを検出
- ·撮影速度2.2km/h ~ 17.0km/h
- ・新幹線トンネル撮影周期 1回 / 2年
- ・在載線トンネル撮影周期 1回 / 2年(特定トンネル)

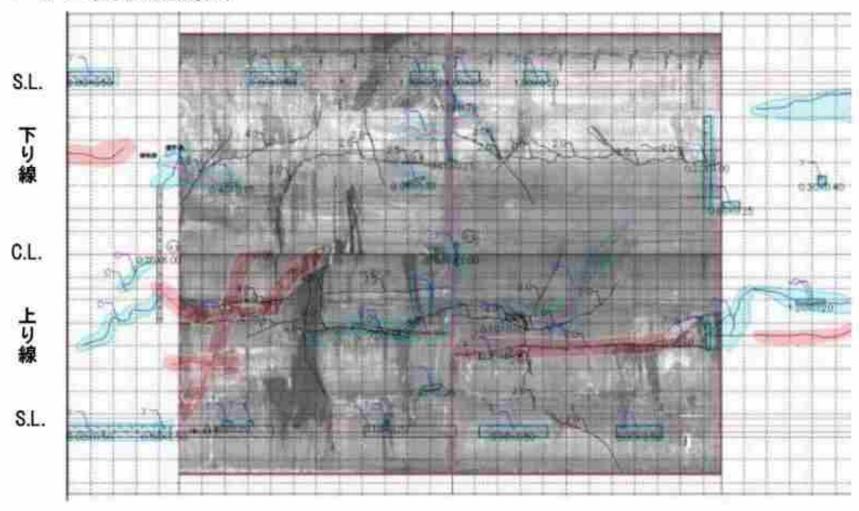
トンネル<u>覆工表面検査システム</u> (通称:SATUZO)



トンネル覆工表面検査システムの導入(JR西日本)

○ JR西日本では、トンネル覆工表面検査システムを導入。

トンネル変状展開図



鉄道

○ 東京メトロでは、非GPS環境下でのトンネル検査におけるドローンの運用を2020年2月6日から 半蔵門線で開始。



20-12

2020年2月4日

非GPS環境下におけるドローンを活用したトンネル検査を開始! 将来を見据えた自律飛行型ドローンの開発に着手します!

東京地下鉄株式会社(本社:東京都台東区、代表取締役社長:山村 明義、以下「東京メトロ」) は、株ペイシスコンサルティング(本社:東京都文京区、代表取締役:泊三夫)及び東京大学大学 院情報学環ユビキタス情報社会基盤研究センターの協力のもと、非GPS環境下でのトンネル検査にお けるドローンの運用を2020年2月6日(木)から半蔵門線で開始します。

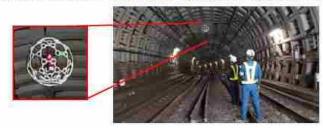
また、本郷飛行機株式会社(本社:東京都文京区、代表取締役:金田 賢裁、以下「本郷飛行機」) と井同で、自律飛行型ドローンの開発に着手します。

トンネル検査におけるドローンの運用については、従来、トンネル内において構造物の状態を確認する検査を目接にて行っておりましたが、今後その検査の一部にドローンを活用していきます。これにより、高い場所の構造物を従来の目視より効果的に確認できるほか、ドローンによる検査データの蓄積等により質の高いトンネル検査が可能となります。なお、今回ドローンを活用する場所は、非のPS 環境下かつ複雑な構造の地下鉄トンネル内であることから、自社でパイロットを育成し、共同製作したドローンを東京メトロ社員が自ら捧紙します。

また、自律飛行型ドローンの開発については、画像認識技術やAI技術を活用し、GPS電波の届かない地下空間において、操縦者を必要としないドローンを飛行させることを目指します。これと並行して、鉄道施設の点接接査の更なる効率化や巡回警備等への適用について接對してまいります。将来的にはドローンを飛ばすだけでなく、そこで取得されたデータを処理し、業務に組み込むまでの研究関発にも取り組んでまいります。

東京メトロは、今後も新たな技術の開発・導入を通じて、安全性向上に向けた取組みを積極的に進 めていきます。

ドローンを活用したトンネル検査、自律飛行型ドローン開発の概要は、別継をご覧ください。



ドローンを活用したトンネル検査(イメージ)

※このニュースリリースは、国土交通配省会、ときわクラブ、都庁配者クラブ、レジャー配者クラブにお届けしております。

この件についてのお問い合わせ先

東京メトロ 広報部広報課 中川、山口 電話: 03-3837-8277 (携帯: 080-1247-0114)

(トンネル検査用ドローン) 工務部土木課 今泉、穫谷

(自律飛行型ドローン) 企業価値創造部 望月、鬩谷

○ 東京メトロでは、非GPS環境下での自律飛行型ドローンの安全性・正確性の検証を行い、また 各種点検検査や警備巡回等、多様な活用方法を検討し、業務のさらなる効率化を目指す。



自律飛行型ドローン 開発機築

斯維2

7 目的

非がS 連進下での自体発行型ドローンの安全性・正確性の検証を行い、また各種直検検査や警備 返回等、多種な活用方法を検討し、集務の更なる効率化を目指します。

2 本郷飛行機について

一般に販売されているドローンは置外をラジコンで飛行するものが多い中。本部飛行機が開発しているドローンは、高速関係局理技術による自律制御を用いた屋内/屋外飛行など、自動飛行の技術開発を中心に行っています。

機体の最適な部品設計から運用システムまで幅広い技術開発機械に構造しており。トータルソリ ューションとしての開発が可能です。

3 技術概要

(1) 高速磁像处理技術

最外では 973 を活用することでドローンの現在位置を把握することが出来ますが、地下空間では 373 信号を受信することが出来ません。機体から撮影した製像を処理することにより、壁や地面 の特殊を抽出・追跡し、ドローンの姿勢変化や移動組織を料算する技術です。

(2) 衝突匝避技術

衝突を回避しながら飛行することは、様々な機器や設置が取り付けられた地下空間内の飛行には 必要不可欠です。高速直接処理技術を用いることで、維養物の多い空間の状況を整算し、揮養物 との概察を回避しながら、自ら飛行計画を投計することが出生る技術です。

4 開発工程

地下鉄環境における直接飛行の可能性を検証するため、空間部隊技術及び飛行技術の研究開発を 進め、地下鉄トンネル内の直接飛行を目指します。宣行して、直接飛行型ドローンの返用シーンの 検討を進め、活用シーンに対応した機体やセンサーの開発にも取り組み、各種重務への適用を目指 します。



裏護御像処理技術を用いた衝突回撃

ドローンを活用した航行援助施設の点検



航路標識

○ 海上保安庁では、航行援助施設の保守・状況把握、施設の外観点検、鉄塔等の高所点検及び災害・事故発生時の初動調査等に活用するため、ドローンを活用した施設点検、三次元画像解析及びAIによる画像解析の検討を実施。

1 ドローンによる施設点検の概要

航行援助施設の保守・状況把握、施設の外観点検、鉄塔等の高所点検及び災害・事故発生時の初動調査等に活用するため、ドローンを活用した施設点検、三次元画像解析及びAIによる画像解析等の検討を行っている。

2 施設点検とは

施設点検は、「航路標識等保守要領」及び「航路標識等保守要領実施細目」により、「標識現況調査」と「詳細な確認」の二つが定められているおり、職員が直接点検を実施している。

【標識現況調查】

施設の現状を把握するため、保安部職員等が、目視等により標識の確認を行う点検 【詳細な確認】

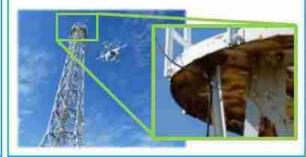
標識現況調査で異常が見られる施設及び 航路標識等の長寿命化計画等で計画され た施設の劣化状況を把握するため、有資格 者が目視、打診等により行う点検





3 ドローンの活用

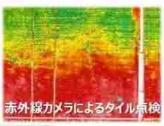
- ➤ 施設点検にドローンを活用
- ・沖防波堤では用船を使わず点検が可能
- 直接目視が出来ない高所の点検が可能
- 複数の標識を移動せず点検が可能等
- ▲ 点検技術の確認・検証
- 高解像静止画による目視点検
- サーモカメラ画像によるタイル等の点検
- ・三次元データを用いた目視点検の可視化
- ・三次元データを用いた寸法測定 等



今後の課題

- ・赤外線カメラ画像によるタイル等の浮き点検
- AIを用いた劣化判断
- ・三次元データを用いた設計補助 等







国による新技術導入に係る取組 空港分野(空港舗装巡回点検システム車両)

○ 平成26年度に創設されたSIP(戦略的イノベーション創造プログラム)を活用し、空港の滑走 路等アスファルト舗装の巡回点検システムを開発。

H26年度

9月 社会インフラへのモニタリング技術の活用推進に関する技術研究開発に係る公募(大臣官房技術調査課) モニタリングシステムの現場実証に係る公募(新エネルギー・産業技術総合開発機構=NEDO)

(基本要件) ①恒常的に測定機材を舗装に設置しない。②昼夜間を問わず短時間で広範囲が測定出来る。

③舗装の経時的なデータ測定・記録が可能であること。④測定場所の位置特定が出来る。

⑤データ処理が容易、費用や労力が削減できる。⑥異種の調査の簡略化、⑦天候・気候に左右されない。

12月 採択 4件、 非採択 3件

5月 東京国際空港現場実証

H27年度

2月 羽田空港での実証実験 3月 開発継続 3件、開発中止1件

H28年度

5月~ 羽田空港での実証実験 10月 羽田空港での実証実験 11月 羽田空港での実証実験 1月 羽田空港での実機確認・説明会



3月 開発継続 1件、開発中止1件

3月 開発継続 2件、開発中止1件

H30年度

8月 羽田空港での実証実験

10月 第11回空港施設WG 5年間の総括



地上設置型合成開ロレーダおよびア レイ型イメージングレーダを用いたモ ニタリング



空港管理車両を活用した簡易舗装 路面点検システムの研究開発



高解像度画像からのクラック自動抽 出技術による空港の舗装巡回点検用 モニタリングシステムの研究開発



3次元カメラと全方位型ロボットによる滑走路のクラック検知システムの研究開発

○ 車両からの舗装写真撮影、ひび割れの自動検出、データ管理を行うシステムを現場実装に向けて作業中。

新技術開発(R1から実装)

現状

現在の測定・記録方法

- ・スプレー、巻き尺、黒板を使用した点検記録
- ・モバイルPCでのデータ記録









測定・記録に要する作業時間 約10分程度/箇所

▲ 路面状態の簡易な計測・記録 ❸ 夜間撮影、早朝の計測データ確認 ひび割れの車両から の撮影・自動検出・ ● 点検データ等の可視化による現場支援 データ保存 巡回点検時の様子(イメージ) 走行ガイドを表示するプ ロジェクタを搭載 滑走路等舗装面上に投影 ユニットの レンズ ひび割れ率 ステレオ・ラインセンサ 運転席での表示 LED照明 ユニットレベルの

路面画像を表

パン/ズームが

示。

可能

各分野における取組状況

(6)データの活用

- 〇 老朽化が進むインフラを計画的に維持管理・更新するためには、予防保全への転換による費用の平準化・縮減や新技術・データ活用による作業の省人化・効率化を図っていくことが必要。
- インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを 活用し、メンテンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業を育成・拡大することで、持続的・ 効率的なインフラメンテナンスを実現。

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒ 新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援

革新的技術の開発と実装の加速

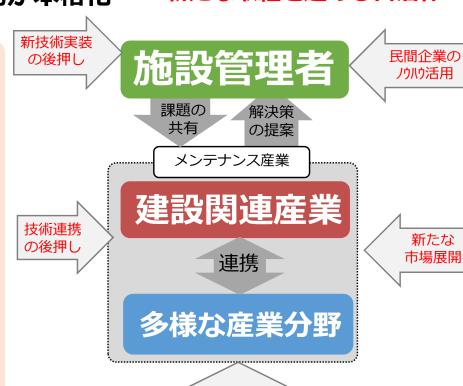
・新技術の試行



■点検診断一 貫システムの 試行



■下水圧送管 路の効率的な 調査方法の試 行



民間企業のノウハウ活用

・自治体の議論の活性化



■新技術導入研究・意見交換会(品川区)

海外市場の拡大

我が国企業の海外展開支援



■海外市場展開フォーラム設立総会

ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

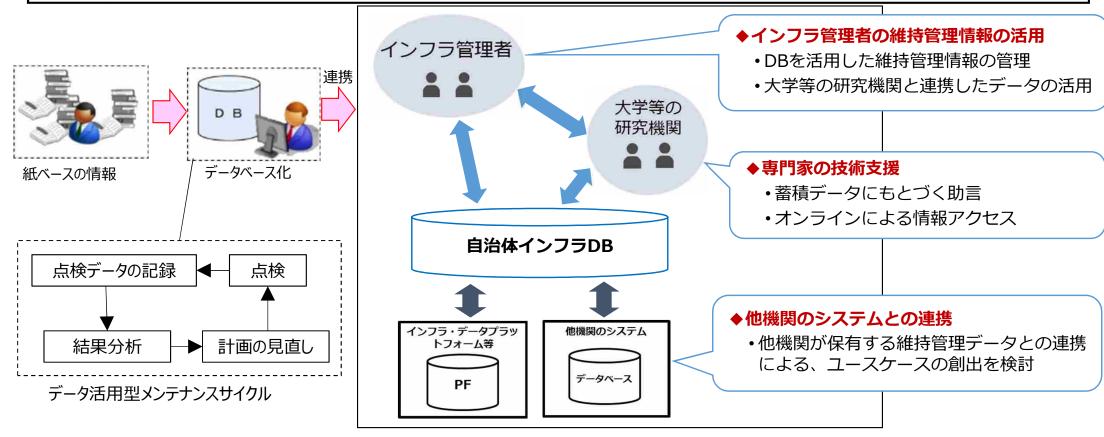
取組の活性化

再掲

維持管理分野におけるデータの利活用に関する検討

(6)-3)

- インフラ維持管理のさらなる効率化に向けては、各管理者がそれぞれ保有している維持管理 分野における情報を連携していくことが必要。
- これに向け、地方公共団体等の各管理者が保有する維持管理分野に関するデータベースの 連携方法について検討。



インフラ維持管理のさらなる効率化に向けた取組イメージ

今後の取組方針

- ・ 国土交通省(インフラ・データプラットフォーム等)と地方公共団体のデータベースの連携試行
- データベースの活用によるユースケースの検討

維持管理分野におけるデータの利活用に関する検討~3地区におけるDB整備内容・連携体制~

横断的 な取組

- 秋田、島根、長崎の3地区でクラウド上に維持管理データベースを整備。
- 令和元年度は橋梁の維持管理情報について秋田、島根、長崎の3地区の市町村間で連携を 試行するとともに、3地区の維持管理データベースとインフラ・データプラットフォームとの連携 試行を実施。



インフラデータ・プラットフォーム

データ連携を試行

河川

(6)-3)

河川巡視・点検・対策等の維持管理業務を支援する全国統一版データベースシステムとして、 RiMaDISを導入。

河川維持管理データベースシステムについて

~ RiMaDIS等による効率化の取り組み ~

はじめに

苦段、河川を安心・安全な状態で維持できているのは日々義切な管理を実施しているからである。

しかし河川維持管理の規模では、限られた人質で長い証拠の提携や数多くの施設を管理しなければならず、現状 の管理レベルを継続するのは難しい。

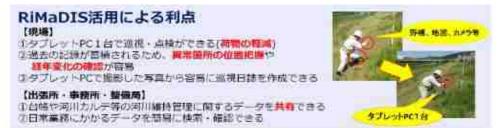
そこでRIMaDIS 等のICT技術を活用し「安心・安全」を持続的に確保するための業務効果化に取り組んでいる。















次期RiMaDIS (オンライン化) ※平成31年度より運用予定

現行のシステムを改良し、メンライン化により更なる効率化や情報共有を実現する。

- 連携や施設点様をタブレットPCで行えるが、行政LANに無妨されたクライアントPCに接続しないとデータル。 -- スへ記録をアップロードできない。 ・データベース用サーバ田地方が備別等に管理。

《オンライン化》

- ・全国のデータを一元世種か可能
- インターネットの活用により以下の効果 少情報共長の創時性故上

るアップロード、ダウンロード作業の効果化



その他ICT技術の活用

MMS(モービルマッピングシステム)

車両に各種構器センサ)を搭載し、場防天猫などの管理用道 **箱を走行しながら、河道内や堤筋の機能・針測を行うシステム。** - 次元点群データの取得が可能。

●SNSを選用した団川管理システム

河川協力団体等からSNBを介して重要情報である出水時の 情報なども収集するシステム。スマートフォン用アプリを開 発し、試行を進めている。



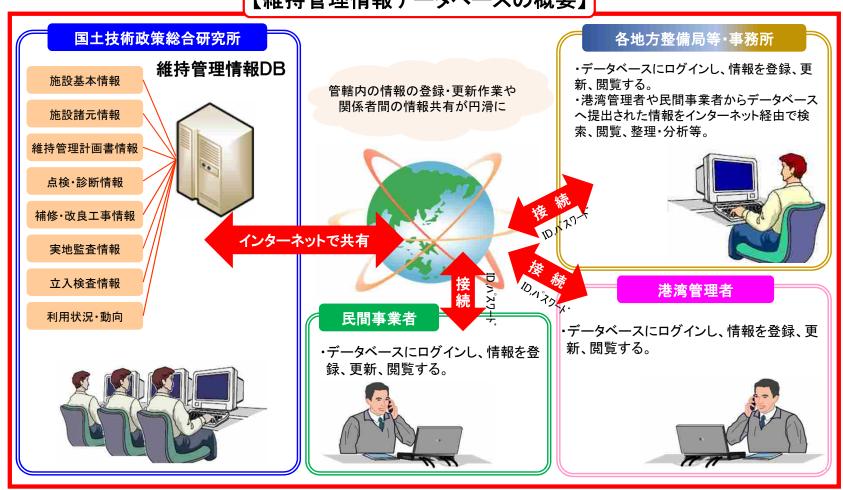
(6)-2)(6)-3)

港湾施設の維持管理情報データベースの運用

港湾

○ 国土交通省は、施設の点検・診断や補修・改良工事といった維持管理業務における省力化・ 効率化に資することを目的として、港湾施設の維持管理情報データベースを構築。 平成28年度から運用を開始。

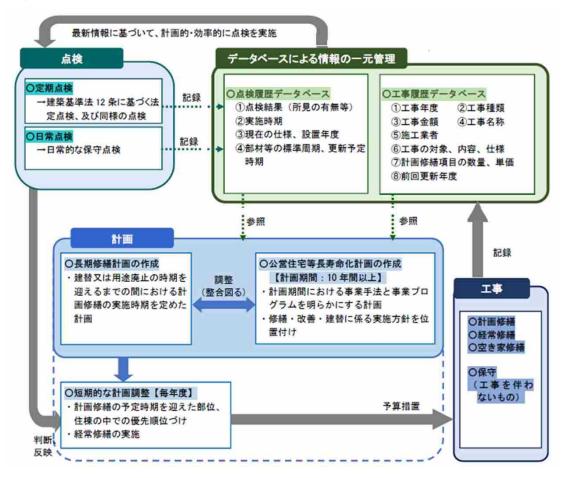
【維持管理情報データベースの概要】



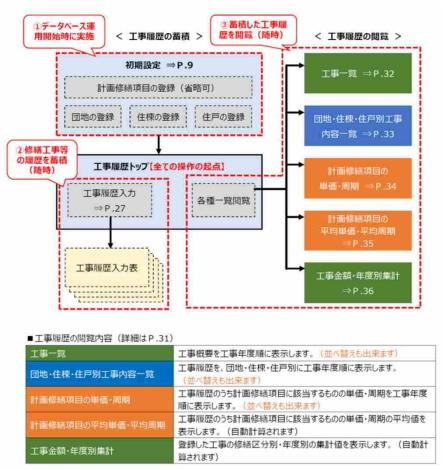
- <新データベースのポイント> ・施設の諸元、維持管理の履歴等に関する情報を蓄積
 - 港湾管理者等からもアクセス可能
 - ・データの容易な利活用に資する入力や集計などのツールを追加

- 技術職員等が不足している地方公共団体でも公営住宅等の維持管理を着実に効率的・効果的に行うことを目的として、点検・修繕等の結果を記録していく点検履歴データベース、工事履歴データベースを配布⇒点検履歴データベースでは、「公営住宅等日常点検マニュアル」に基づく日常的な保守点検結果の記録が可能
 - ⇒工事履歴データベースでは、工事発注単位での記録に加え、団地・住棟・住戸別にも工事内容を記録が可能であるとともに、工事履歴の一覧表示、並び替え表示の他、実績値からの計画修繕項目ごとの単価や修繕周期の平均値の算出機能を備える。

《公営住宅等におけるメンテナンスサイクル(イメージ)》



《工事履歴データベースの概要》



国土交通データプラットフォームの構築

- O ICT等の全面的な活用により建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の取組を推進している。
- 〇 「i-Construction」の取組で得られる3次元データを活用して、さらに経済活動や自然現象に関するデータと組み合わせることで、「国土交通データプラットフォーム」を構築し、産学官連携によるイノベーションの 創出を目指す。

国土に関するデータ (インフラ・データプラットフォーム)

測量·調査

ドローン等を活用し た3次元測量

設計

BIM/CIMによる 3次元設計



建設生産プロセス全体を 3次元データでつなぐ



維持管理

ロボット等による 点検データの取得

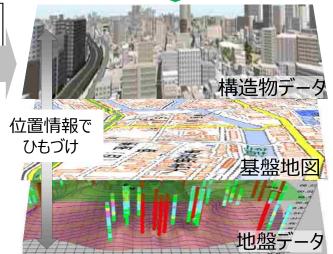


施工

データに基づく 施工、品質管理

民間建築物 データ

各管理者の 維持管理 情報

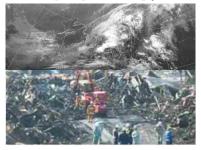


経済活動に関するデータ (公共交通データ、 港湾関連データ等)





自然現象に関するデータ (気象データ等)



国土交通 データプラットフォーム

分野間のデータ連携基盤を整備し、 政策の高度化やイノベーションの創出

※活用イメージ



【スマートシティの実現】



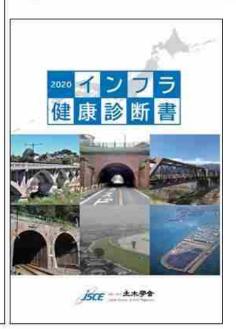
【防災計画の高度化】

(7)国民の理解と協力

土木学会「インフラ健康診断書」

- 土木学会は、第三者機関として社会インフラの健康診断を行い、その結果を公表し解説することにより、社会インフラの現状を広く国民に理解してもらい、社会インフラの維持管理・更新の重要性や課題を認識してもらうことを目的として、「インフラ健康診断書」を発行。
 - ・米国や英国では、インフラ整備・管理の重要性から各国の土木学会により 社会インフラ全般の現状評価が行われ、その結果は社会で広く認知
 - 日本の社会インフラの劣化状況や管理体制に基づき、インフラの健全状況を、 土木学会が第三者機関として評価し、結果を「健康診断書」として公表
 - 道路部門試行版を2016(平成28)年5月に公表後、 対象部門を拡大し毎年公表
 - 「施設の健康度」「施設の維持管理体制」を土木学会独自に指標化し診断
 - 開始5年目の区切りとなる2020(令和2)年6月に、過去に実施した部門 (道路部門、河川部門、港湾部門、下水道部門、水道部門)に鉄道部門を加 えた6部門について、最新データで評価した「健康診断結果」と 実施主体を明確にした「改善するための処方箋」を公表





【健康診断評価指標】

部 門	施設の健康度					
	A ∰ ≙	B 與 好	C 膜注章	D 更發戒	E 危機的	
HAIL HAIL	ほどんどの研究であ 化が全していないが ス	あるほぼの無限で、 実化が進行している 世界	タなくない数の開放 で実在が専行し、単 ぬの機関の必要な状 図	面なり! 連接・種	条件的に実化が進し く、早急な対策が必 要な社会	
3対() 使用 数差(性を-1ンネル)	ほとんどの集役です。 状が生じていないが ス	ある経営の見扱で、 変状が進行している 対況	タなくない数の開発 で変数が進行し、単 めの確認が必要なり。 同	多くの指揮で受けが 関生化し、研修など の対策が反応な状況	全体的に変ぜが非行 し、早熟な対策か必 更な状況	
RELIANCE	性遺伝化や状態性制 により、実に支持に 保たれているは記	数量量状は発生する が、運動的な機能に より一温しべんは難 保している状況	ンなくない軌道で変 状が並行し、単級の 場所が必需な状況	多くの軌道でではが 生しており、場合な どの対策が必要なせ ラ	会体的に 配収が通行 し、 早急な対策が必 要な状況	

施設の維持管理体制					
×	→	M			
(改善見込み)	(現状維持児込み)	(恩化見込み)			
型状の直対体制が延休は、世界状態が 改御に向かうと考えられる状況	形状の管理体制が続けば、最大の値域 対性が関係すると考えられる状況	學是是學問題			

- 〇 平成28年に道路部門試行版を公表して以降、対象部門を拡大し毎年公表。
- 令和2年6月10日に、過去公表してきた各インフラ部門及び鉄道部門について最新のデータに 基づき評価した結果を一冊に取り纏めた「インフラ健康診断書」を発行。

	全体版	道路部門 橋梁・トンネル・舗装	河川部門 堤防・河川構造物・ダム	港湾部門 係留施設	水道部門 管路	下水道部門 管路	鉄道部門
2016 H28		インフラ 機能的語 Health Report					
2017 H29	2017c>79Manna	As and the	AN TOTAL AND THE STREET, STREE			AN THE REAL PROPERTY.	
2018 H30	2016 (> 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Av models					
2019 H31	2014-7-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-				As madda		
2020 R1					CHARLES AND CHARLE		

〇「施設の健康度(A·B·C·D·E)」と「施設の維持管理体制(↑·→·↓)」を独自に指標化し、診断結果を分かりやすく表示。

	2016 (H28)	2017(H29)	2018 (H30)	2019(H31)	2020(R1)
橋梁	D	C	C	C	C
トンネル	D	D	D	D	D
舗装(路面)	C	A B B P P P P P P P P P P P P P P P P P	施設の健康度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D E 放機的	C

- 老朽化が進むインフラを計画的に維持管理・更新するためには、予防保全への転換による費用 の平準化・縮減や新技術・データ活用による作業の省人化・効率化を図っていくことが必要。
- インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを 活用し、メンテンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業を育成・拡大することで、持続的・ 効率的なインフラメンテナンスを実現。

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援 会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒

革新的技術の開発と実装の加速

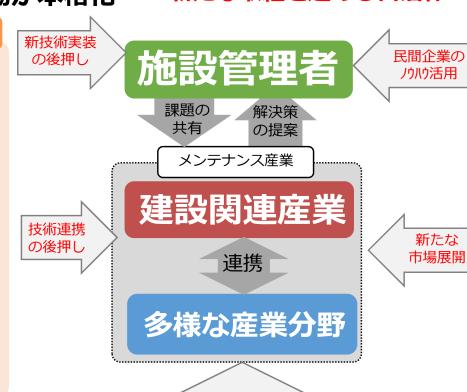
・新技術の試行



■点検診断一 貫システムの 試行



■下水圧送管 路の効率的な 調査方法の試



民間企業のノウハウ活用

自治体の議論の活性化



■新技術導入研究・意見交換会(品川区)

海外市場の拡大

我が国企業の海外展開支援



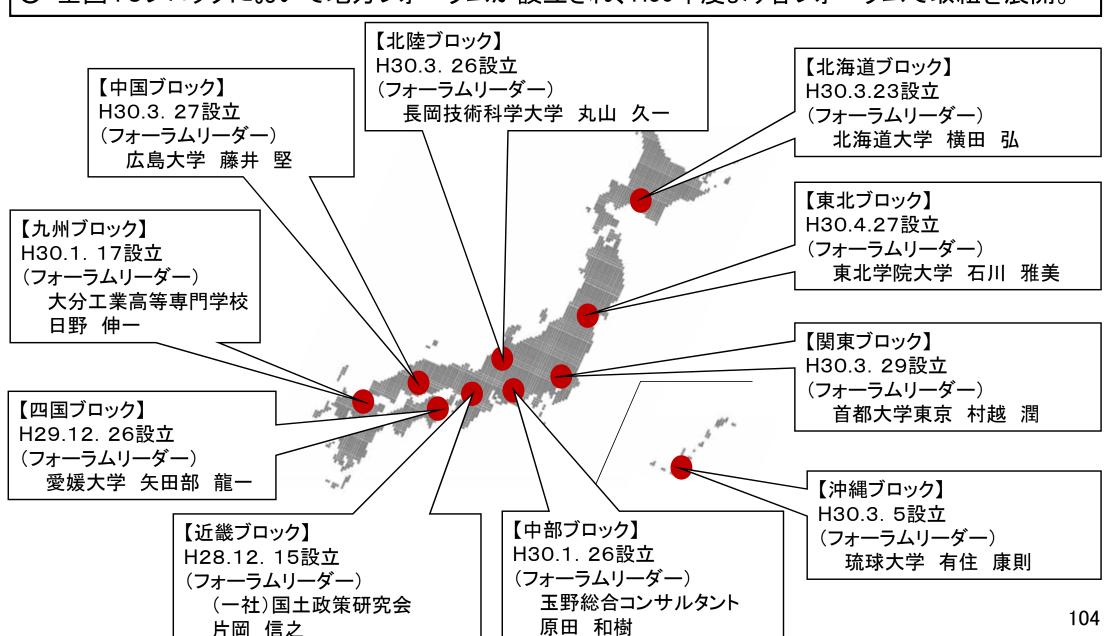
新たな

ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

取組の活性化

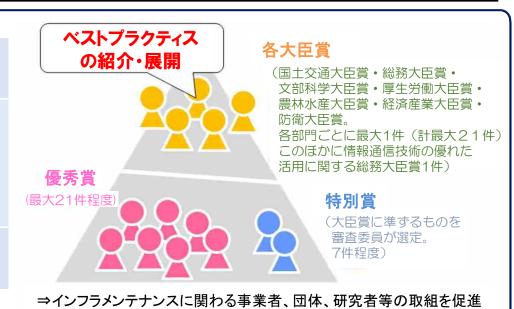
再掲

- 地方自治体(ニーズ)と民間(シーズ)のマッチング等を行うため、地方フォーラムを展開。
- 全国10ブロックにおいて地方フォーラムが設立され、H30年度より各フォーラムで取組を展開。



○ 国民へのメンテナンスの理念の普及、ベストプラクティスの幅広い展開を図るため、国内のイ ンフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を創 設し、これまでに表彰を3回実施。

インフラメンテナンス大賞の概要 国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、 1 主催者 農林水産省、経済産業省、防衛省 インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア)メンテナンス実施現場における工夫部門 2 表彰対象 イ)メンテナンスを支える活動部門 ウ)技術開発部門 国土交通他6大臣當※/特別當/優秀當 表彰の種類



開催実績

第1回:248件の中から28件の受賞者を決定

第2回:205件の中から32件の受賞者を決定

(東日本旅客鉄道株式会社)

第3回:255件の中から32件の受賞者を決定、令和元年11月7日に表彰式を実施

メンテナンス実施現場における工夫部門

(※経済産業大臣賞は第4回より設定)

保線におけるIoT技術の実用化とメンテナンスへの応用



モニタリングシステムのパッケージ化

技術開発部門

下水道圧送管路における硫酸腐食筒所の効率的な調査技術





調查実施状況

(株式会社 クボタ)

- 河川協力団体とは、河川の維持、河川環境の保全など河川管理につながる活動を自発的に 行っている民間団体。
- 河川管理者から河川管理施設の維持、除草の委託を受けることも可能であり、河川管理の パートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。

河川協力団体

- ◆河川協力団体制度とは、河川管理者 と自発的に河川の維持、河川環境の 保全等に関する活動を行うNPO等と がパートナーシップを結ぶもの。
- 河川協力団体により、河川管理者の みではできない、地域の実情に応じ た河川管理の充実が図られる。

パートナーシップの構築 河 法人 JII 又は 申請 管 団体 理 (NPO等) 者 指定 自主的活動



①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発







③河川の管理に関する調査研究







マイ防災マップづくり



⑤上記に附帯する活動

河川協力団体への登録

河川

○ 河川協力団体に指定されると、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可 等について、河川管理者と協議の設立をもって足りることとなる。河川管理者から河川管理施 設の維持、除草の委託を受けることも可能。

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者 との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(別川法第20条)
 - ・土地の占用の許可(短川法第24条)
 - ・土石以外の河川産出物の採取の許可(河川法第25条後段)
 - 工作物の新築等の許可(河川法第26条第1項)
 - ・土地の顧嗣等の評可(南川法第27条第1項)
 - ・権利の構造の単語(項川伝第34条第1項 第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板船賃事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐設川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。 委託先については、公襲等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当する ものに要託可能

《委託の傷》

①「河川管理施設の維持」 例り 選等上の単気の







海岸協力団体

- 海岸
- 海岸協力団体とは、海岸において清掃、植樹、環境教育等の様々な活動を行っている団体。
- 海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動を促進し、地域の実情に応じた海岸管理の充 実を図る。

√海岸協力団体とは

- □ 海岸において活動する法人、団体を「海岸協力団体」として指定する ことにより、団体等の活動の支援を行うものです。
- □ 「海岸協力団体」の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に 根ざした活動が促進され、地域の実情に応じた海岸管理の充実につな がることを期待しています。

海岸協力団体の活動事例



海岸清掃活動 [新潟県:新潟海岸]



海浜植物の植栽・保護 [富山県:下新川海岸]



環境教育活動 [北海道: 肥振海岸]

海岸管理者 (都道府道等)





法人または団体 (NPO等) 由美的活動

海岸において多くの法人、団体が清 掃、植樹、環境教育等の様々な活動を 自主的に実施



これらの活動は海岸管理の充実にも 寄与し、海岸管理の担い手として位置 付け、海岸管理者が情報提供、技術的 支援を行うことにより連携を強化



生物育成環境モニタリング 「兵庫県:東播海岸]



海岸 P R 活動 (水鉄砲大会) [高知県:高知海岸]

海岸法 第23条の4(海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

∨海岸協力団体に指定されると?

- □ 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- □ 国や海岸管理者(都道府県等)との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、 円滑な活動につながることが期待されます。

海岸協力団体に指定されるには?

□ 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができます。

港湾協力団体

- 港湾協力団体とは、港湾の整備(藻場・干潟の造成等)や清掃・美化等を行っている団体。
- 官民連携により港湾管理者のみではできない、地域の実情に応じた港湾管理の充実を図る。

(港湾協力団体の業務)

港湾法第四一条の三 港湾協力団体は、当該港湾協力団体を指定した港湾管理者が管理する港湾について、次に掲げる業務を行うものとする

- 一 港湾管理者に協力して、港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備又は管理を行うこと。
- 二、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 四 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

港湾協力団体における港湾管理の事例



中津港利用促進振興協議会 (中津港)



坂出港清港会 (坂出港)



NPO法人 みはらまちづくり兎っ兎 (三原港) 109